

令和5年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和5(2023)年6月
桐朋学園大学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	31
基準 4. 教員・職員	40
基準 5. 経営・管理と財務	48
基準 6. 内部質保証	59
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	64
基準 A. 研究発表及び演奏活動	64
V. 特記事項	—
VI. 法令等の遵守状況一覧	70
VII. エビデンス集一覧	83
エビデンス集（データ編）一覧	83
エビデンス集（資料編）一覧	83

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人桐朋学園（以下「本法人」という）は、「男子部門」「女子部門」「音楽部門」の3つの学校群から構成されている学校法人である。桐朋学園音楽部門（以下「音楽部門」という）は、昭和27(1952)年に本法人の桐朋女子高等学校に男女共学の音楽科が設置された時から、本法人の一部門としてその歴史を刻むことになった。

現在、音楽部門は東京都調布市に桐朋学園大学音楽学部と大学院音楽研究科（修士課程・博士後期課程）、子供のための音楽教室（全国に28教室を展開・年少～高校）本部、桐朋女子高等学校音楽科（男女共学）を、また、富山県富山市に桐朋学園大学院大学（修士課程）、桐朋オーケストラ・アカデミーをそれぞれ設置し、幼児から社会人までを対象とした音楽の専門教育を実践し、国内外の音楽界で活躍する逸材を輩出している。

桐朋学園大学は、昭和36(1961)年に音楽学部演奏学科及び作曲理論学科の1学部2学科を設置する単科大学として開学した。その礎になったのは、昭和23(1948)年に市ヶ谷の東京家政学院内に創設された「子供のための音楽教室」である。この音楽教室は、チェリストであり指揮者の斎藤秀雄、ピアニストの井口基成、声楽家の伊藤武雄、作曲家の柴田南雄、音楽評論家の吉田秀和らが、戦後のより良き未来を子供の音楽教育に託して開いたもので、その教育は創始者たちの予想を超えた成果を生み出した。音楽教室で学んだ生徒たちが高校進学を迎えるにあたり、一貫した教育システムとしての高等学校課程の設置が検討され、昭和27(1952)年に桐朋女子高等学校に音楽科が開設される運びとなる。そして、さらに上の教育へ繋げるために、昭和30(1955)年に桐朋学園短期大学を開学、そしてその後、昭和36(1961)年の大学開学へとつながる。

桐朋学園大学は、建学の精神として以下の3点を掲げている。

桐朋学園大学・建学の精神

- ・自由で豊かな感性を持つ個性ある音楽家の育成
 - ・音楽教育による社会貢献
 - ・世界における音楽文化の創造
-

また、この建学の精神として掲げる3点は、これまで桐朋学園大学が実践してきた教育に対する確固たる信念を表現している。すなわち、それぞれの個性を見出し伸ばすことに教育の本質があること、音楽の専門教育を深化させるためには幅広い学びが重要であること、桐朋学園大学の在学学生・卒業生が音楽界は言うまでもなく多方面でその才能を開花させるとともに、その研究教育の歴史が世界における音楽教育分野をリードする存在にもなることを明文化したものであり、桐朋学園大学の在学学生・卒業生の活躍は、まさに、この建学の精神の発露といえる。また、本法人全体の建学の精神として掲げている、「一人ひとりの人格を尊重し、自主性を養い、個性を伸長するというヒューマニズムに立つ、『人間教育』」という方針も反映されている。

平成29(2017)年に仙川の桐朋学園大学に大学院が開設されるまで、音楽部門の開設する

大学院の課程は、桐朋学園大学院大学（修士課程）（以下「本学」という）においてであった。

本学は、その建学の精神を簡潔に表す言葉として以下の2点を掲げている。

桐朋学園大学院大学・建学の精神

- ・演奏の様式性の獲得
 - ・感性教育の実践
-

平成11(1999)年、わが国初の芸術系大学院大学として開学した本学は、音楽の営みの原点を感動に求め、独奏教育とともに重奏教育を重視し、音楽への多角的な取り組みを目指してきている。附属教育研究機関の桐朋オーケストラ・アカデミーの協力を得て、本学学生がソリストとなって行われる「コンチェルト実習」も本学の教育の特徴となっている。

2. 使命・目的

本学は、世界に通用する高度な演奏研究と大学院教育を実現するという使命を果たすため、建学の精神に基づき、学則に「桐朋学園大学院大学は、音楽芸術の演奏及び学術的理論並びにその応用について教育研究し、芸術文化に関する幅広い識見、卓越した能力及び創造性ゆたかな芸術的感性を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。」と定め、音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家を育成することにより、国際的に貢献することを使命とし、それを実現することを目的としている。

3. 大学の個性・特色

本学は、次に挙げる教育の特色を展開し、建学の精神、使命・目的を具現化している。

- ・ピアノ、ヴァイオリン、ヴィオラ及びチェロの「重奏研究」を柱とし、専攻する各楽器の実技とともに実技教育における重層かつ多様なカリキュラムを構成している。
- ・アンサンブルのパートナーを、一流の演奏家でもある教員が務めるなど、実践的かつレベルの高い教育を実践している。
- ・講座系の授業を実習系の科目に深く関連させることにより、学生の多岐にわたる研究課題に十分に応じられるようにしている。
- ・教育の柱である「重奏研究」指導においては、ピアノ、ヴァイオリン、チェロ及び音楽学を専門とする複数の教員が、それぞれの専門的見地から学生指導にあたっている。
- ・実技教育においては、マンツーマンのレッスンを基本としながらも、楽器に偏ることなく、全教員からレッスンや指導を受けられる教育カリキュラムの実践を行なっている。
- ・「オーケストラによるコンチェルト実習」では、附属教育研究機関の桐朋オーケストラ・アカデミーとの教育連携により、2年次第Ⅰ期（前期）において全員にソリストとしてオーケストラ伴奏によって独奏する機会を与えている。また、演奏は公開授業として一般に公開している。
- ・修了までに3回のリサイタル（1年次／リサイタルⅠ、2年次／リサイタルⅡ及び修士

リサイタル) の演奏を必修科目として課し、各プログラムについての解説を執筆することにより、楽曲についての細かな分析に基づいた演奏ができるようにしている。なお、リサイタルはすべて一般に公開している。

- 全ての練習室及びアンサンブル室は、天井が高く、十分な広さが確保されており、音楽家の耳を育てるために最適な音響空間となっている。また、アンサンブル室には、スタインウェイ社製フルコンサート仕様のグランドピアノが配置され、コンサート会場で使用されるのと同等のピアノで学べる環境を提供している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は、「学校法人桐朋学園」を構成する「音楽部門」に属する。

音楽部門は、昭和 27(1952)年に学校法人桐朋学園桐朋女子高等学校に音楽科が設置されてから、学校法人桐朋学園の一部門としてその教育の歴史を刻むこととなった。

学校法人桐朋学園は現在、「男子部門」、「女子部門」、「音楽部門」の 3 つの学校群から構成される法人であり、旧陸海軍の軍人・軍属の子女の教育を目的に山下亀三郎氏が資金を投じて設立した山水中学校と山水高等女学校をその母体としている。戦後、山水中学校は「桐朋学園男子部門」として、山水高等女学校は「桐朋学園女子部門」として、それぞれ新しいスタートを切った。

戦後の日本は、焦土と化した荒廃のなかから、限りない人間の理想と希望と健康な社会を目指して新たな歩みを始めた。音楽部門の音楽教育もまた、そうした戦後の息吹を受け「新たな音楽教育」を基本理念として生まれた。

音楽部門は、昭和 23(1948)年に市ヶ谷に開設された「子供のための音楽教室」を礎とする。音楽教室の創設者たちは、子供たちの限りない才能を大切に、そしてそれを育み、未来を創り出すことに努めた。音楽部門の原点は子供の早期教育にある。子供のなかにある限りない未来の可能性を引き出すことにこそ、教育の未来があるという思想から音楽部門の教育は始まった。

この音楽教室を土台に、昭和 27(1952)年に学校法人桐朋学園の桐朋女子高等学校に音楽科が併設され、その後、桐朋学園短期大学、4 年制の桐朋学園大学と発展し、平成 7(1995)年に富山市の誘致を受けて桐朋オーケストラ・アカデミー（現在、桐朋学園大学院大学・桐朋学園大学附属の教育研究機関）を開設した。平成 11(1999)年、独立大学院大学として桐朋学園大学院大学音楽研究科演奏研究専攻（修士課程）を同じく富山市に開設した。また、平成 29(2017)年には桐朋学園大学大学院音楽研究科音楽専攻（修士課程及び博士後期課程）を仙川キャンパスに開設した。

なお、本法人及び音楽部門の沿革等をまとめると、次のとおりである。

(1) 学校法人桐朋学園の沿革

年	事項
昭和 15(1940)年	山下亀三郎氏（当時 山下汽船株式会社社長）の寄付金を基に、財団法人山水育英会が設立される。

桐朋学園大学院大学

年	事 項
昭和 16(1941)年	山水育英会を母体として、第一山水中学校を国立市に、山水高等女学校を調布市仙川に開設。
昭和 22(1947)年	山水育英会解散、東京教育大学(当時は東京文理科大学 東京高等師範学校)に経営を移管、同大学に深い関係をもつ財団法人桐朋学園に改編される。 桐朋第一中学校、桐朋第二中学校発足
昭和 23(1948)年	新学制により桐朋中学校・桐朋高等学校(国立市)と桐朋女子中学校・桐朋女子高等学校(仙川)に改編
昭和 26(1951)年	学校法人桐朋学園設立認可
昭和 27(1952)年	桐朋女子高等学校に音楽科(男女共学)併設

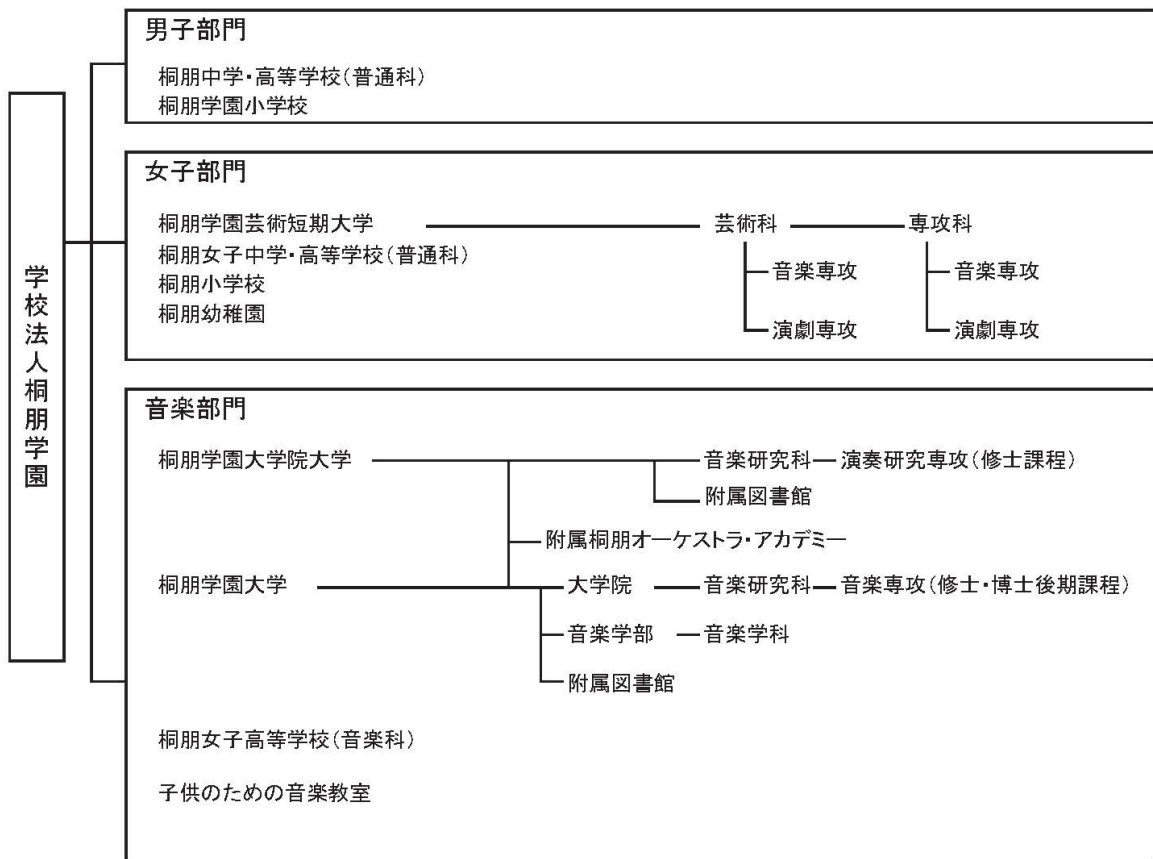
(2) 桐朋学園音楽部門の沿革

年	事 項
昭和 23(1948)年	市ヶ谷の東京家政学院内に「子供のための音楽教室」を開設
昭和 27(1952)年	学校法人桐朋学園・桐朋女子高等学校に音楽科(男女共学)を併設
昭和 30(1955)年	桐朋学園短期大学音楽科開設〔学長 井口基成〕
昭和 36(1961)年	桐朋学園大学音楽学部開設〔学長 井口基成〕 演奏学科(ピアノ専攻、弦管打楽器専攻、声楽専攻) 作曲理論学科(作曲・指揮専攻、音楽学専攻)
昭和 45(1970)年	桐朋学園弦楽合奏団、初のヨーロッパ演奏旅行(13カ国 31都市・66日間)を実施、ヨーロッパにおける桐朋の評価を決定づけるものとなる。
昭和 48(1973)年	桐朋学園大学音楽学部に「ディプロマ・コース」を開設
昭和 49(1974)年	桐朋学園弦楽合奏団、ニューヨークの国連記念式典で演奏(10月)
昭和 53(1978)年	桐朋学園大学音楽学部演奏学科に古楽器専攻を開設
平成 2(1990)年	公開講座として「音楽療法講座」を開講(平成 13(2001)年度まで開講)
平成 3(1991)年	桐朋学園オーケストラ、ニューヨーク・カーネギーホール 100周年記念演奏会に出演(3月)
平成 3(1991)年	桐朋学園大学音楽学部に「ペダゴジカル・ディプロマ・コース」を開設 (平成 12(2000)年度まで開講)
平成 4(1992)年	桐朋学園大学音楽学部に「アンサンブル・ディプロマ・コース」を開設 (平成 14(2002)年度まで開講)
平成 7(1995)年	富山市に桐朋オーケストラ・アカデミーを開設
平成 8(1996)年	桐朋学園大学音楽学部に「カレッジ・ディプロマ・コース」を開設 (現在に至る)
平成 11(1999)年	富山市に桐朋学園大学院大学(音楽研究科修士課程)を開学 〔学長 江藤俊哉〕
平成 14(2002)年	桐朋学園音楽部門 50周年を迎える

桐朋学園大学院大学

年	事 項
平成 17(2005)年	仙川キャンパス近くにレッスン棟「アネックス」が完成
平成 18(2006)年	桐朋学園大学音楽学部の演奏学科と作曲理論学科の2学科を、音楽学科の1学科に改組（入学定員 150 人）
平成 26(2014)年	調布キャンパス（調布市調布ヶ丘）の運用を開始
平成 28(2016)年	オーケストラ教育の深化・充実を目的に桐朋学園大学音楽学部の入学定員を変更（150 人→180 人）
平成 29(2017)年	仙川キャンパス（調布市若葉町）の新校舎完成、運用を開始
平成 29(2017)年	桐朋学園大学大学院（音楽研究科修士課程・博士後期課程）を開設
令和 2(2020)年	桐朋学園大学大学院に作曲と音楽学のコース・領域を開設、修士課程の入学定員を変更（30 人→45 人）
令和 3(2021)年	仙川キャンパス内に「桐朋学園宗次ホール」が完成し、運用を開始

(3) 学校法人桐朋学園が設置する学校・学部・学科等



2. 本学の現況

・ 大学名

桐朋学園大学院大学

・ 所在地

〒930-0138 富山県富山市呉羽町 1884-17

・ 学部構成

音楽研究科演奏研究専攻（修士課程）

・ 学生数、教員数、職員数

【学生数】

(人)

入学定員	収容定員	学生総数	第1年次	第2年次
10	20	10	5	5

【教員数】

(人)

学 長	専任教授	専任准教授	非常勤教員
1	4	1	11

【職員数】

(人)

専任職員	嘱託職員
4	2

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は建学の精神として、次の 2 項目を掲げている。

I. 演奏の様式性の獲得

本学は、個々の独自性を磨くための主体的な研究を行う場である。

そのためには、大学で身に着けた西洋音楽の伝統的な演奏様式や音楽理論、そして文化・芸術に関する幅広い見識などを土台として、さらにそれを深め、広げるための加速度的な探究が必要となる。加えて、知識に裏打ちされた優れた演奏技術や豊かな表現力を探求する必要がある。本学の「重奏研究」、「オーケストラによるコンチェルト実習」は、レッスンやリハーサルを通じてそれらを探求する場である。それらの授業の仕上げである演奏会において、学生たちは学修の成果を実践する。

音楽文化は過去の再現ではなく、常に時代の中で更新され、次世代に継承されていくべきものであるが、現代社会の中で演奏することで得られる価値観は、個々の研究を社会貢献へと結びつける力を育む。演奏の様式性にはその力までもが含まれる。

II. 感性教育の実践

音楽家は、音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することができなければならない。そのためには、聴音力、読譜力、演奏技術といった堅固な音楽の能力と、音楽分野における幅広い視野、専門的な知識及び思考力を結集して、芸術的な感性が養われる必要がある。大学教育を終えた者は一定の水準に達しているが、本大学院では、学生各個の主体的な研究活動を通して、さらに磨きをかけていく。その実践研究の場のひとつが指導教員との共演による実技研究であり、それ自体が世代を超えた音楽文化を継承する場となっている。その成果は、公開演奏会として社会に開かれている。これらの演奏会は、音楽を継承する演奏者としての自己を磨く体験となり、音楽文化の進展に寄与することができる創造性豊かな感性を育てることにつながる。

また、併設の桐朋オーケストラ・アカデミーは、これまで多くの国からの留学生を迎えている。同じキャンパス内での交流は、多様性を実感し、日本にしながら物事を国際的に考える視野を育む。そのような環境の中で醸成される感性は国内にとどまらず、音楽を通じて世界貢献をすることができる力を生み育む源となる。

この2項目を踏まえ、「桐朋学園大学院大学学則」第1条に「本学は、音楽芸術の演奏及び学術的理論並びにその応用について教育研究し、芸術文化に関する幅広い識見、卓越した能力及び創造性ゆたかな芸術的感性を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。」と明記している。

教育の目的については、「桐朋学園大学院大学学則」第4条第2項に「本学研究科は、広い視野に立って精深な学識を授け、音楽芸術の清新な表現に関する理論及び技術についての研究能力並びに高度な専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」と記されている。【資料1-1-1】

また、この目的を達成するため、教育の柱と位置付けている「重奏研究」においては、一流の演奏家でもある教員が学生のパートナーを務め、「オーケストラによるコンチェルト実習」では、全学生が独奏者としてオーケストラと協演することで、それぞれの個と個が共同して実践する音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家を育成するための教育研究活動を行っており、本学の使命・目的及び教育目的については、その内容を具体的かつ明確に示している。【資料1-1-2】【資料1-1-3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料1-1-1】桐朋学園大学院大学学則第1条、第4条（資料F-3）

【資料1-1-2】重奏組み合わせ表

【資料1-1-3】コンチェルト実習チラシ

1-1-② 簡潔な文章化

本学の教育目的は、「学校法人桐朋学園寄附行為」第3条「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従って学校教育を行ない、社会人類のため有為なる人間を育成し、兼ねて教育に関する研究実験を為し、もって新日本文化創造の根基に培うことを目的とする」に基づき、前述のとおり「桐朋学園大学院大学学則」に定められている。また教育目的を具体化させた教育の理念も掲げており、明確かつ簡潔に文章化されている。そしてこれらは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーにも反映させている。【資料1-1-4】

<エビデンス集（資料編）>

【資料1-1-4】学校法人桐朋学園寄附行為第3条（資料F-1）

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、建学の精神を踏まえた使命・目的達成のため、教育の柱と位置付けている「重奏研究」において、一流の演奏家でもある教員が学生のパートナーを務めること、「オーケ

ストラによるコンチェルト実習」においては、全学生が独奏者としてオーケストラと協演することによる実践的な教育研究を特色として明示している。

1-1-④ 変化への対応

教育機関を取り巻く環境は日々変化している。その変化は、常により良き教育の場を模索して行こうとする向上的な精神を求めていく。教員は建設的な意識を持って最良の指導の在り方を探求し、カリキュラムを編成しなければならない。

平成 27(2015)年度には、それまで重奏研究の一環として行っていたリサイタルの要素を、独立した一つの必修科目「リサイタルⅠ」、「リサイタルⅡ」とし、専攻実技を 24 時間 3 単位から 32 時間 4 単位に改正することで、主任指導教員の下、独奏の分野においても専攻楽器の演奏研究が十分行えるようにした。

また、修了審査の方法を、それまでの「修士論文による審査」のみから、新たに「修士演奏による審査」を加え、2つの方法から選択できるように改正した。

もとより演奏芸術は実践を通して行なう芸術行為であり、論文のみによる修了審査に加えて、記述された言葉を裏づける演奏行為の実践的研究を促進させる必要から、上記改正は行なわれたものである。但し、「修士演奏による審査」を選択した学生には、確かな自分の言葉と学術的で高度な楽曲分析に基づいて記述された研究レポート（楽曲解説文）の執筆が義務づけられている。

平成 30(2018)年度には、必修科目「重奏研究Ⅰ」「重奏研究Ⅱ」の履修方法を改正し、学生が個々の意向や研究計画に合わせ、シラバスに記載された履修形態から自由に選択し、重奏研究 4 単位を修得できることとした。【資料 1-1-5】

令和 2(2020)年に始まった新型コロナウイルス感染症への対応として、実技系の大学院でありながら、オンラインによる指導を講義のみならず実技指導にも積極的に取り入れてきた。また、入試に関してもオンライン入試を取り入れるなど、社会の緊急事態に柔軟に対応している。

上記の通り、時代と共に変化する教育環境や学生のニーズに答えられるよう、本学ではカリキュラム及び履修方法等の見直しを随時行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-5】2023 年度重奏研究ⅠⅡシラバス（資料 F-12 より）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも引続き自己点検・評価委員会、研究科委員会を中心として、本学の使命・目的に合った研究活動を行っているか点検を続け、その達成のため、社会の変化に対応し、本学が担うべき役割の実現に必要な見直しに取り組んでいく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の教育目的は、「学校法人桐朋学園寄附行為」に則り策定された、「桐朋学園大学院大学学則」に明記されている。「学校法人桐朋学園寄附行為」の制定及び変更は理事会の議決をもって行われる。また「桐朋学園大学院大学学則」の制定及び変更は、学長が招集する研究科委員会に諮り、理事会の審議・承認を経て行われている。以上から、役員、教職員の理解と支持を得られていると言える。

理事会及び評議員会において中期計画に関する審議をする際には、資料に建学の精神を明示し、それらに基づいたものであるかを必ず確認している。補正予算案や授業料改定等の審議及び評議に際しても、教育目的との具体的な関連やその有効性に照らして検討がなされている。研究科委員会においても、各種案件の検討に際しては同様の手法が採られている。役員、教職員の理解と支持は十分に得られている。【資料 1-2-1】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-1】 学校法人桐朋学園中期計画案（2023 年度～2027 年度）

1-2-② 学内外への周知

教職員に対しては音楽部門規程集、学生便覧・履修案内等において、建学の精神、使命・目的について掲載し周知を図っている。学生に対しては、年度当初のオリエンテーションにおいて学生便覧・履修案内により説明している。

また学外への発信として、学校案内、学生募集要項、さらに本学ウェブサイト上においても周知を図っている。【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-2】 桐朋学園音楽部門富山キャンパス学校案内（資料 F-2）

【資料 1-2-3】 桐朋学園大学院大学学生募集要項（資料 F-4）

【資料 1-2-4】 桐朋学園音楽部門ウェブサイト

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和 2(2020)年に改正された私立学校法及び本法人の寄附行為第 32 条に則り、法人全体で中期計画の策定を始めた。中期計画の原案は、法人全体として掲げている基本方針の 5 項目を基に建学の精神や教育目的を反映させることを意識して富山キャンパス会議で審議し、決定した案を理事会や評議員会の審議に付している。令和 3(2021)年度以降、本学では、以下の 3 項目の基に具体的な取組や方策を掲げて中期計画を策定している。

I. 教育の改革と質の保証 II. 学生確保 III. 連携・教育

中期計画を元に、各年度の当初予算作成時に当該年度の事業計画を掲げ、年度末には中期計画の進捗状況が理事会や評議員会において審議されている。【資料 1-2-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-5】学校法人桐朋学園音楽部門中期計画実績評価（案）（2022 年度～2026 年度）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

【アドミッション・ポリシー】

本学が求める学生像：本学は、芸術行為・音楽実践の原点に立ち返り「演奏の様式性の獲得」と「感性教育の実践」を建学の精神とし、将来「音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家として、国際的に活躍することのできる者」を学生として受け入れている。

入試の方法：本学の建学の精神・教育目的を理解し、本学における研究に必要な音楽的能力を有する者を、演奏実技試験及び研究計画書に基づく面接によって選抜している。

入試課題：本学は、音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家を育成し、国内はもとより、国際的にも活躍する人材の輩出を目指している。入学試験においては、顕在的、潜在的能力を有する者を「技術の到達度」、「表現力」、「感性」、「個性」などの観点を主眼としつつ、実技の能力のみに偏らず、大学院での具体的な研究計画を提出させ、総合的に本学に受け入れるべき学生かどうかを判定するための課題を課している。

【カリキュラム・ポリシー】

本学のカリキュラム（教育課程）は、学生各個の主体的な研究活動を活かしつつ、個々に専攻する楽器について、より高度な演奏技能を修得するとともに、「重奏研究」「オーケストラによるコンチェルト実習」など、大学学部卒業後の研究にふさわしい多彩な内容となっている。とりわけ「重奏研究」においては、学生同士のみならず、指導教員との共演による実技研究を特徴としており、多様な演奏様式と表現法を学修することができる。また、「作品分析」などの講座系の授業も実習系の科目に深く関連させながら、厳選されたプログラムによって、学生各個の主体的研究が効果的に行われるように編成されている。

【ディプロマ・ポリシー】

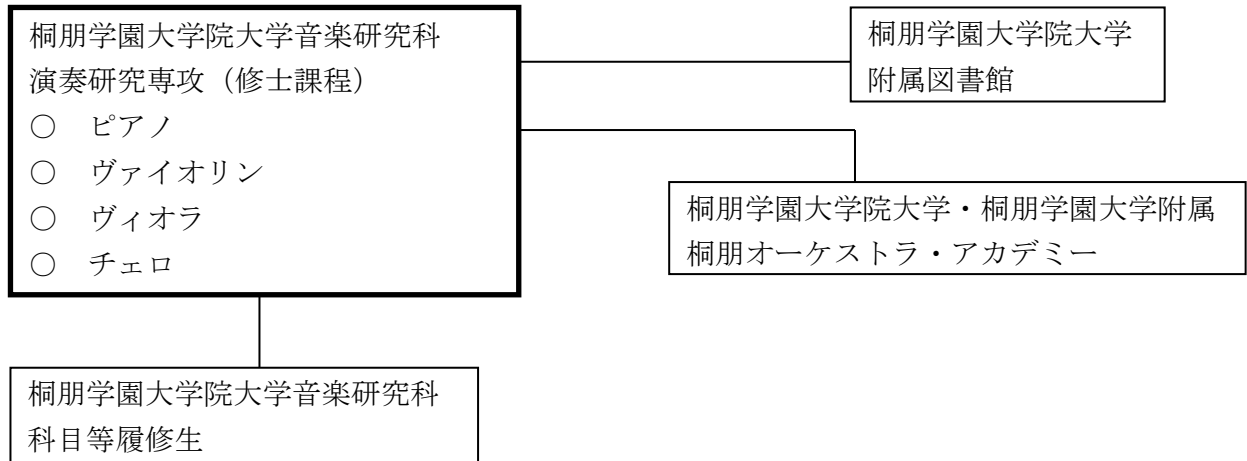
以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は修了が認定される。

- ・音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家として、国際的に貢献することができる能力
- ・音楽芸術の分野で真のリーダーになれるよう研鑽を積み、世界の音楽文化に多大な貢献ができる能力

本学では、上記三つのポリシーを掲げており、それらは建学の精神、使命・目的及び教育目的を反映した内容となっている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織の構成は次のとおりである。



A. 課程等

本学における課程は、修士課程とし、音楽研究科演奏研究専攻を置く。
令和5(2023)年5月1日現在の在籍者数は、ピアノ6人、ヴァイオリン4人、合計10人である。

B. 科目等履修生

本学は、授業科目の履修を希望する者を科目等履修生として受け入れている。令和5(2023)年5月1日現在の在籍者数は、ピアノ2人であり、科目等履修生が履修できる科目は、次のとおりである。

- 専攻実技（ピアノ）
- 専攻実技（ヴァイオリン）
- 専攻実技（ヴィオラ）
- 専攻実技（チェロ）
- 西洋音楽概論

C. 附属教育研究機関

本学の附属教育研究機関として、「桐朋学園大学院大学・桐朋学園大学附属桐朋オーケストラ・アカデミー」を設置している。桐朋オーケストラ・アカデミーは、オーディションによって選抜された、オーケストラ・アカデミーの演奏研究活動に参加できる演奏水準を有する者に対し、さらに高度なオーケストラ教育・アンサンブル教育を施し、また、オーケストラ演奏・アンサンブル演奏の実践的研究を遂行することにより、優れた音楽家を育成することを目的としている。

D. 附属図書館

本学の附属図書館は、クラシック音楽系の資料を中心に収集されており、実技教育に重点を置いた本学の教育の支援に十分な蔵書構成となっている。令和5(2023)年3月31日現在の蔵書数は、図書資料 28,309 点（うち楽譜 23,323 点）、視聴覚資料 13,504 点である。資料はすべてデータベース化されており、インターネット上で公開している OPAC (On-line Public Access Catalog・オンライン蔵書検索) によって学内外からの蔵書検索及び資料の貸出予約が可能となっている。

上記のとおり、本学の組織は有機的に関連し、機能している。特に附属教育研究機関である桐朋オーケストラ・アカデミーとは、本学の教育研究活動の重要な特色の一つである「オーケストラによるコンチェルト実習」を共催しており、適切な教育研究機構の構築とその連携は、本学の使命・目的に合致している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

1-2-③で述べたとおり、法人全体で令和2(2020)年度を初年度とする5年間の中期計画を策定している。現状では、年度ごとに進捗状況等の点検・評価を年度末に実施し、必要に応じてその後の計画を微調整することとしているが、この手法については5年間が経過した時点で調整することになっている。三つのポリシーや教育研究組織についても、社会情勢の変化や教育研究上の成果なども鑑みながら、常に点検しながら改善していく体制を作る。

【基準1の自己評価】

本学は、本学の目的及び教育目的を「桐朋学園大学院大学学則」第1条及び第4条第2項に定め、それぞれを簡潔な文章で明文化し、本学が育てる学生像を明確に示している。使命・目的及び教育目的を反映させた、三つのポリシーを策定しており、その見直しについても継続的に実施している。本学の使命・目的は大学全体及び社会に広く公開しており、教育課程と教育研究組織についても整合性が取れている。

以上のことから「基準1 使命・目的等」の要件を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、芸術行為・音楽実践の原点に立ち返り「演奏の様式性の獲得」と「感性教育の実践」を建学の精神において掲げている。また「広い視野に立って精深な学識を授け、音楽芸術の清新な表現に関する理論及び技術についての研究能力並びに高度の専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を培うこと」を教育目的として学則第4条第2項に明記している。本学では、建学の精神及び教育目的を踏まえ、将来「音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家として、国際的に活躍することのできる者」を学生として受け入れているとして、下記の通り「アドミッション・ポリシー」を明確に定めており、学校案内、学生募集要項、さらに本学ウェブサイト上においても周知を図っている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-3】

【アドミッション・ポリシー】

本学が求める学生像：本学は、芸術行為・音楽実践の原点に立ち返り「演奏の様式性の獲得」と「感性教育の実践」を建学の精神とし、将来「音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家として、国際的に活躍することのできる者」を学生として受け入れている。

入試の方法：本学の建学の精神・教育目的を理解し、本学における研究に必要な音楽的能力を有する者を、演奏実技試験及び研究計画書に基づく面接によって選抜している。

入試課題：本学は、音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家を育成し、国内はもとより、国際的にも活躍する人材の輩出を目指している。入学試験においては、顕在的、潜在的能力を有する者を「技術の到達度」、「表現力」、「感性」、「個性」などの観点の主眼としつつ、実技の能力のみに偏らず、大学院での具体的な研究計画を提出させ、総合的に本学に受け入れるべき学生かどうかを判定するための課題を課している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-1】桐朋学園音楽部門富山キャンパス学校案内（資料 F-2）

【資料 2-1-2】桐朋学園大学院大学学生募集要項（資料 F-4）

【資料 2-1-3】桐朋学園音楽部門ウェブサイト

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに記されている通り、将来「音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家として、国際的に活躍することのできる者」を学生として受け入れている。入学試験は、特待生選抜入学試験及び一般選抜入学試験（東京会場、富山会場）にて実施している。実施にあたっては、入学試験本部を設置し、研究科長が本部長、教学部長が本部長補佐となり、体制を整えている。【資料 2-1-4】

各入試において、本学の教育理念・教育方針・教育内容を理解し、本学における研究に必要な音楽的能力を有する者を、演奏実技試験及び研究計画書に基づく面接によって選抜している。演奏実技試験においては、「技術の到達度」、「表現力」、「感性」、「個性」などの観点を主眼としつつ、実技の能力のみに偏らず、大学院での具体的な研究計画等について面接試験にて明らかにさせ、総合的に本学に受け入れるべき学生かどうかを判定している。

具体的な審査体制として、演奏実技審査は、入学者選考委員及びその他学長が委嘱する審査員によって行われ、審査員一人につき 100 点を満点として採点し、各審査員の評価点の平均を得点としている。面接審査は、入学者選考委員によって行われ、A～D 判定で評価している。合否判定は、各審査結果及び提出書類等に基づき、入学者選考委員会において適切かつ公正に審査を行っている。【資料 2-1-5】

入試の方式・日程・課題等については、研究科委員会において検討・審議し決定している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-4】 入学試験試験管理基本確認事項

【資料 2-1-5】 桐朋学園大学院大学入学者選考規程（資料 F-9 より）

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の本学の収容定員、入学定員及び過去 5 年間の受験者数及び入学者数は、次のとおりである。

収容定員	……………	20 人（1 年次 10 人、2 年次 10 人）
入学定員	……………	10 人
一般入試受験者数	…	平成 31(2019)年度 11 人、令和 2(2020)年度 9 人 令和 3(2021)年度 13 人、令和 4(2022)年度 10 人 令和 5(2023)年度 5 人
特待生入試受験者数	…	平成 31(2019)年度 2 人、令和 2(2020)年度 3 人 令和 3(2021)年度 1 人、令和 4(2022)年度 1 人 令和 5(2023)年度 1 人
入学者数	……………	平成 31(2019)年度 11 人、令和 2(2020)年度 8 人 令和 3(2021)年度 10 人、令和 4(2022)年度 7 人 令和 5(2023)年度 5 人

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神及び教育目的をふまえ、今後も必要に応じてアドミッション・ポリシー及び入学者選抜方法等の点検・改善を行っていく。

入学者数については、令和2(2020)年度、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度は入学定員を充足していない状況である。学生募集について、桐朋学園大学及び全国にて開室している桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室の教員との連携を強化するなど音楽部門内での情報共有に務めるとともに、効果的かつ積極的な広報活動を行い、定員充足に努める。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、建学の精神に基づく本学の目的・使命の実現に向け、すべての学生が必要な知識・技能を修得し、心身ともに健康で充実した学生生活を送ることができるよう、「桐朋学園大学院大学学生支援に関する方針」を定めている。【資料 2-2-1】

年度当初のオリエンテーションにおいては、研究科長による教育内容及び評価方法等についての説明はもとより、教員及び事務職員が連携し、修学に必要な事項のガイダンスをしている。これに併せて、主任指導教員との個別面談において、学生一人ひとりに適した履修指導を行っている他、教学チームでは、随時、履修に関する事等、学生のさまざまな相談に対応できる機会を設けている。

また、学生の学修及び授業支援に対する意見等を汲上げる仕組みとして、学生による「授業評価アンケート」等を実施し、さまざまな意見や要望を汲上げており、調査結果を自己点検・評価委員会及び研究科委員会で開示し、その内容に基づき必要に応じて解決策を講じている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-1】桐朋学園大学院大学学生支援に関する方針

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

A. 障害のある学生への配慮

これまでに本学には、障がいのある学生が在学しておらず、実際に対応に当たったことはないが、「桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針」に基づき、障がいのある学生からの申し出に対する相談・支援体制は整備されている。「桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針」は、オリエンテーション時に学生に配布している他、ウェブサイトでも公開し、幅広く周知している。【資料 2-2-2】

B. オフィスアワー制度の実施

本学では、オフィスアワー制度を設け、専任教員が学生の質問や相談に個別に応じる体制を整えている。学生は専攻に関わらず、どの教員にも質問・相談をすることができる。具体的な日時については、各研究室に掲示し、学生が確認できるようにしている。また、オフィスアワーに設定した時間以外でも、学生の要望に応じ、個別面談やメールでの相談を行う等、柔軟な対応をとっている。【資料 2-2-3】

C. TA 等の活用

本学は修士課程のみの小規模な大学院大学であることから TA 制度は導入していないが、優秀な学生には、本学附属教育研究機関である桐朋オーケストラ・アカデミーに依頼された出向演奏会等への出演を推薦し、実演の機会を提供すると共に、アルバイト出演料を支給することにより経済的支援を行っている。【資料 2-2-4】

【表 2-2-1】令和 4 年度 出向演奏会実績

演奏会名	開催日	場所	出演学生
街角のクラシック	2022 年 12 月 16 日	富山空港/富山駅構内	Vn:1 人、Vc:1 人
街角のクラシック	2023 年 3 月 9 日	富山駅構内	Vn:1 人、Vc:1 人

D. 中途退学、休学及び留年への対応

中途退学、休学、留年等に関しては、研究科長及び教学部長と教学チーム担当者が綿密に情報共有を行い、抑制に向けた取り組みを行っている。具体的には、レッスン受講票及び授業出席簿の確認により、出席が芳しくない学生には個別に現状を確認し、問題の把握及び中途退学等の防止に努めている。

精神面でのケアを必要としている学生については、ニーズに合わせて本学の学生相談室の案内をする等の支援を行っている。また、経済的理由による中途退学、休学を防止するために、学費の延納を認めており、適宜相談に応じている。

留年者については、主任指導教員及び教学チーム担当者が、履修登録指導や学修状況の確認を行っている。

中途退学、休学等の申し出があった際は、研究科長または主任指導教員が個別面談等において学生の状況を把握し、研究科委員会にて報告を行っている。【資料 2-2-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-2】桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針

【資料 2-2-3】2023 年度オフィスアワー日程

【資料 2-2-4】桐朋学園大学院大学生及び桐朋オーケストラ・アカデミー生アルバイト料等支払基準（資料 F-9 より）

【資料 2-2-5】退学・休学・留年状況 一覧

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は小規模な大学院大学であり、学生数が少ないことから、学生一人ひとりに適した細やかな学修支援が可能である。今後もさまざまなケースに関して適切なサポートが行えるよう、引き続き教職員が一体となり学修支援を行っていくと共に、学生のニーズに即応するための体制について、必要に応じて自己点検・評価委員会及び研究科委員会において検討を重ねていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

A. 教育課程上の取組

本学は音楽専門の大学院大学であるため、授業の一環として、一般公開の演奏会を実施している。聴衆の前での演奏活動それ自体が、学生へのキャリア教育となっている。学生は、そのプログラム作成を含め、修学の成果を学内外で発表できると同時に、職業演奏家としての活動を実体験できる貴重な機会を得ている。主な具体的事例は、次のとおりである。

- オーケストラとの協演（コンチェルト実習及びオーケストラ演習）【資料 2-3-1】
- リサイタル（リサイタルⅠ、リサイタルⅡ及び修士リサイタル）【資料 2-3-2】
- 重奏研究コンサート（重奏研究室室内楽コンサート）【資料 2-3-3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-1】オーケストラ演奏会チラシ及びプログラム

【資料 2-3-2】桐朋学園大学院大学 2022 年度リサイタル実績

【資料 2-3-3】2022 年度桐朋学園大学院大学重奏研究室室内楽コンサートチラシ

B. キャリア支援センター

本学では、仙川の桐朋学園大学のキャリア支援センターと連携し、社会的・職業的自立に関する支援体制を整えている。同センターでは、音楽キャリア形成支援、就職支援、進学・留学支援等を目的としたプログラムを展開しており、学生個々のニーズに合わせた支援を行っている。

進路についての個別相談は、電話・メール・オンライン会議システム等を活用し、離れたキャンパスからでも随時センタースタッフに相談することができ、内容により国家資格を持つキャリアカウンセラーに相談することも可能である。また、キャリア支援センターのウェブサイトでは、求人紹介、コラム、講座レポート等の情報を配信している。【資料 2-3-4】

同センターのサービスや利用方法は、学生便覧への記載、年度当初のオリエンテーショ

ンでの案内及びガイダンス資料の配布により周知を図っている。【資料 2-3-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-4】 キャリア支援センターウェブサイト

【資料 2-3-5】 2023 年度キャリア支援センターガイダンス資料

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

コロナ禍では、校舎の収容人数制限等の都合上、一般公開の演奏会を、本学学生及び関係者のみ来場可能な学内公開として実施していたが、令和 5(2023)年度より一般公開を再開した。より多くの聴衆の前での演奏実績は学生のキャリア支援に繋がるため、今後、さらなる公開演奏の場を拡充していきたいと考えている。試験や修士リサイタル前に学内公開試演会の実施ができないか、今後、研究科委員会を中心に協議を進めていく。

また、学生生活アンケートの結果において、キャリア支援センターを知らないと回答する学生が見受けられたため、今後もオリエンテーション等において周知を徹底するとともに、支援体制等の充実についても協議を行っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

A. 学生生活支援

本学では、学生が安心して学修に専念できるよう、研究科委員会と教学チームは連携を取りながら、オリエンテーション、窓口個別相談、課外活動への支援、奨学金等の経済的支援の情報提供、学生寮の運営、就職情報の掲示、アルバイトの紹介、国内外の音楽コンクールと講習会の案内、学生の健康管理等、さまざまな学生生活支援を行っている。

B. 奨学金制度等による経済的支援

学生支援のための奨学金は、本学独自の給付奨学金と、その他地方自治体及び民間の奨学金があり、経済的支援及び学業奨励を目的としている。

a. 学内奨学金

① 桐朋学園大学院大学奨学金

向学心を持ちながらも、経済的理由により就学が困難な者に対して、各々の事情に応じて授業料の 2 割、4 割、6 割、10 割を給付している。毎年、日本学生支援機構の支給基準を準用して、研究科委員会が審査している。4 月末日に申請を締切り、5 月に選考結果を通知している。【資料 2-4-1】

年度ごとの採用人数・支給総額は、大学院大学奨学金採用人数等一覧【表 2-4-1】

のとおりである。

【表 2-4-1】 大学院大学奨学金採用人数等一覧

年 度	採用人数	支給総額
平成 31(2019)年度	5 人	1,120,000 円
令和 2(2020)年度	8 人	1,440,000 円
令和 3(2021)年度	8 人	1,280,000 円
令和 4(2022)年度	6 人	1,280,000 円
令和 5(2023)年度	2 人	800,000 円

② 桐朋学園音楽部門特別奨学金

学業成績が特に秀でた学生に、音楽部門（桐朋学園大学等を含む）として年間 50 万円を超えない範囲で給付している。審査は、音楽部門特別奨学金給付委員会が行っている。【資料 2-4-2】

③ 桐朋学園音楽部門芸術教育整備・拡充資金及び奨学基金

「桐朋学園音楽部門芸術教育整備・拡充資金及び奨学基金」の果実を、学業成績が特に秀でた特待生に対する奨学金として使用している。本基金の果実は、毎年度使途及び使用額を音楽部門（桐朋学園大学等を含む）として審議し、決定している。【資料 2-4-3】

【表 2-4-2】 桐朋学園音楽部門芸術教育整備・拡充資金及び奨学基金採用人数等一覧

年 度	採用人数	金 額
平成 31(2019)年度	1 人	400,000 円
令和 2(2020)年度	1 人	400,000 円

④ 新型コロナウイルス感染症に関する対応

令和 2(2020)年度においては、緊急事態宣言の発出を受け、開講日の延期や遠隔授業を受けるための準備が必要となった状況等を鑑み、校納金を一律 10 万円減免した。

【資料 2-4-4】

また、令和 3(2021)年度には、遠隔授業を受けるための通信費補助のため、本学独自の支援事業として、在学生全員に一律 1 万円を給付した。【資料 2-4-5】

b. 学外奨学金

日本学生支援機構の奨学金については、教学チームで事務手続を行っている。

令和5(2023)年度は、学生支援機構奨学金採用者一覧【表2-4-3】のとおり、全学年で第一種2人、第二種1人の奨学生がいる。なお、令和2(2020)年度は、日本学生支援機構より新型コロナウイルス感染症対策助成金の交付を受け、遠隔授業を受けるための通信費及び修学のための教材購入費に対する補助として、在学学生全員に一律1万円を給付した。【資料2-4-6】

また、その他民間の奨学財団の紹介も行っている。

【表2-4-3】 学生支援機構奨学金採用者一覧

学 年	第一種	第二種
1年次	2人	1人
2年次	0人	0人
合 計	2人	1人

c. アルバイトの紹介

学外からのアルバイト募集依頼は、教学チームで学生のアルバイトとして適切であるか否かを検討し、学内掲示で紹介している。

d. 学生寮（桐朋学園大学院大学呉羽寮）

本学は、富山キャンパス内に学生寮（収容定員78人：オーケストラ・アカデミー生も居住）を設置し、入寮希望者を受け入れている。全室が個室で、デスク、クローゼット、ベッド、バス、トイレ、冷暖房を完備し、快適な生活空間を備えており、室内における楽器の練習を8時30分から22時まで許可している。また、洗濯乾燥機室の使用（無料）及び共同のキッチンでの自炊が可能である。寮生活は、安価な寮費により学生の経済的負担を軽減するとともに、警備員の常駐等による安全・安心が確保されている。【資料2-4-7】【資料2-4-8】

C. 心身における支援

a. 学生相談室

心身に関する健康相談については、音楽部門の学生相談室が対応している。学生相談室は、心身のコンディション、学業、実技レッスン、パフォーマンス、生活、人間関係、トラブル、障がい、特性に関する困り事、セクシャルマイノリティ、ハラスメントなど、学校生活を送る上での相談事について幅広く相談が可能であり、利用する学生についてのプライバシーには十分に配慮している。学生相談室は東京のキャンパス内で開室されているが、電話・メール・オンライン会議システム等を活用し、離れたキャンパスからでも、随時カウンセラーに相談することができる体制を整えている他、富山キャンパス内での出張相談日を設けている。ケースにより、複数の教職員での対応が望ましい場合には、本人の了解を得て、関係者に情報が共有されることもある。学生相談室のサービスや利用方法は、学生便覧への記載、年

度当初のオリエンテーションでの案内及びガイダンス資料の配布により周知を図っている。【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】

b. 保健室

心身の健康管理については、本学の学校医及び音楽部門保健室の看護職員（専任職員 1 人、嘱託職員 1 人、非常勤 1 人）が協働して行っている。富山キャンパス保健室に常駐の職員はいないが、仙川及び調布キャンパス保健室と連携し対応している。富山キャンパス保健室は、急病の学生が出た場合、一時的に休む場所として使用し、受診が必要な場合には、早急に学校医のいる病院で受診させている。緊急時には救急車を呼ぶ等、教職員が適切に対応している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-4-1】桐朋学園大学院大学奨学金規程（資料 F-9 より）

【資料 2-4-2】桐朋学園音楽部門特別奨学基金規程（資料 F-9 より）

【資料 2-4-3】桐朋学園音楽部門芸術教育整備・拡充資金及び奨学基金規程（資料 F-9 より）

【資料 2-4-4】年間授業料減免のお知らせ

【資料 2-4-5】令和 3(2021)年第 3 回研究科委員会議事録

【資料 2-4-6】新型コロナウイルス感染症対策助成金 実績報告書

【資料 2-4-7】桐朋学園大学院大学呉羽寮規程（資料 F-9 より）

【資料 2-4-8】桐朋学園大学院大学呉羽寮利用細則（資料 F-9 より）

【資料 2-4-9】2023 年度学生相談室ガイダンス資料

【資料 2-4-10】学生相談室利用状況（2020～2022 年度）

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

富山キャンパスには看護職員や学生カウンセラーは常駐していない。したがって、それらが常駐している仙川キャンパスとの連携が重要であり、コロナ禍以前に行われていたカウンセラーの出張による相談を再開するとともに、コロナ禍で身に付けたオンラインのスキルを十分に活用したりリモート相談を充実させることによって、常駐者がいない現状にあっても、学生サービスの質を担保する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

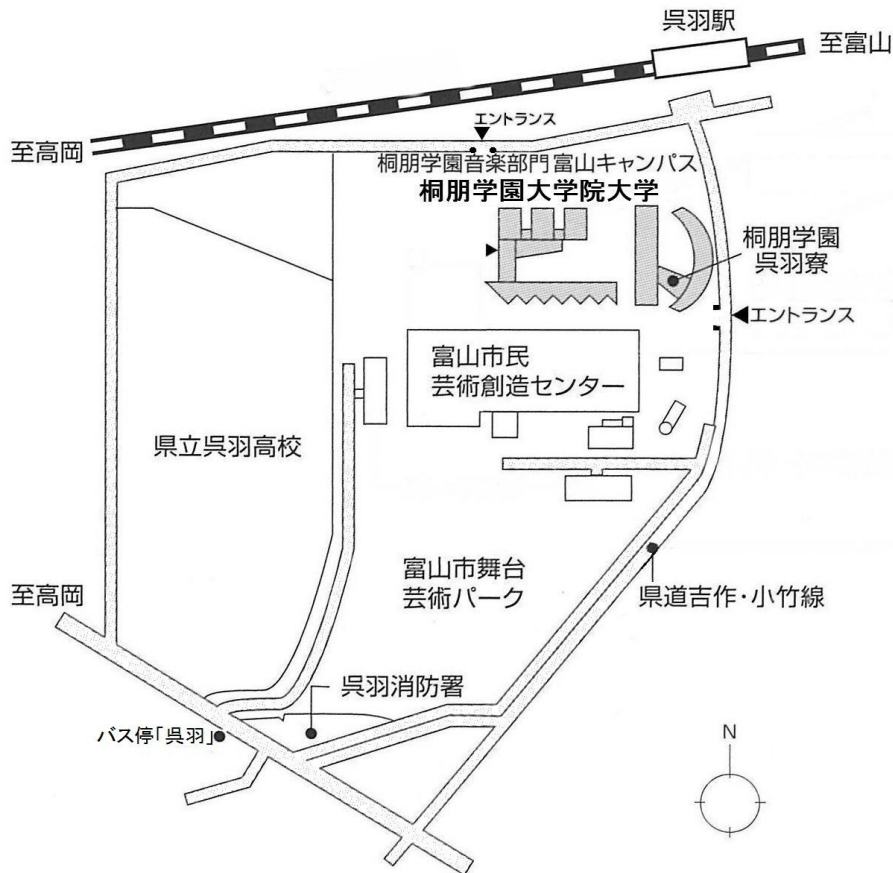
本学は、音楽部門の富山キャンパス内（附属教育研究機関である桐朋オーケストラ・アカデミーが併設されている）に位置し、あいの風とやま鉄道呉羽駅から徒歩約3分の距離にある。

本学の校地面積は10,083㎡を有し、大学設置基準における必要な校地面積200㎡を十分に満たしている。また校舎面積は5,293㎡を有し、設置基準の必要面積3,438㎡を十分に満たしている。なお、各施設の面積等については、次のとおりである。

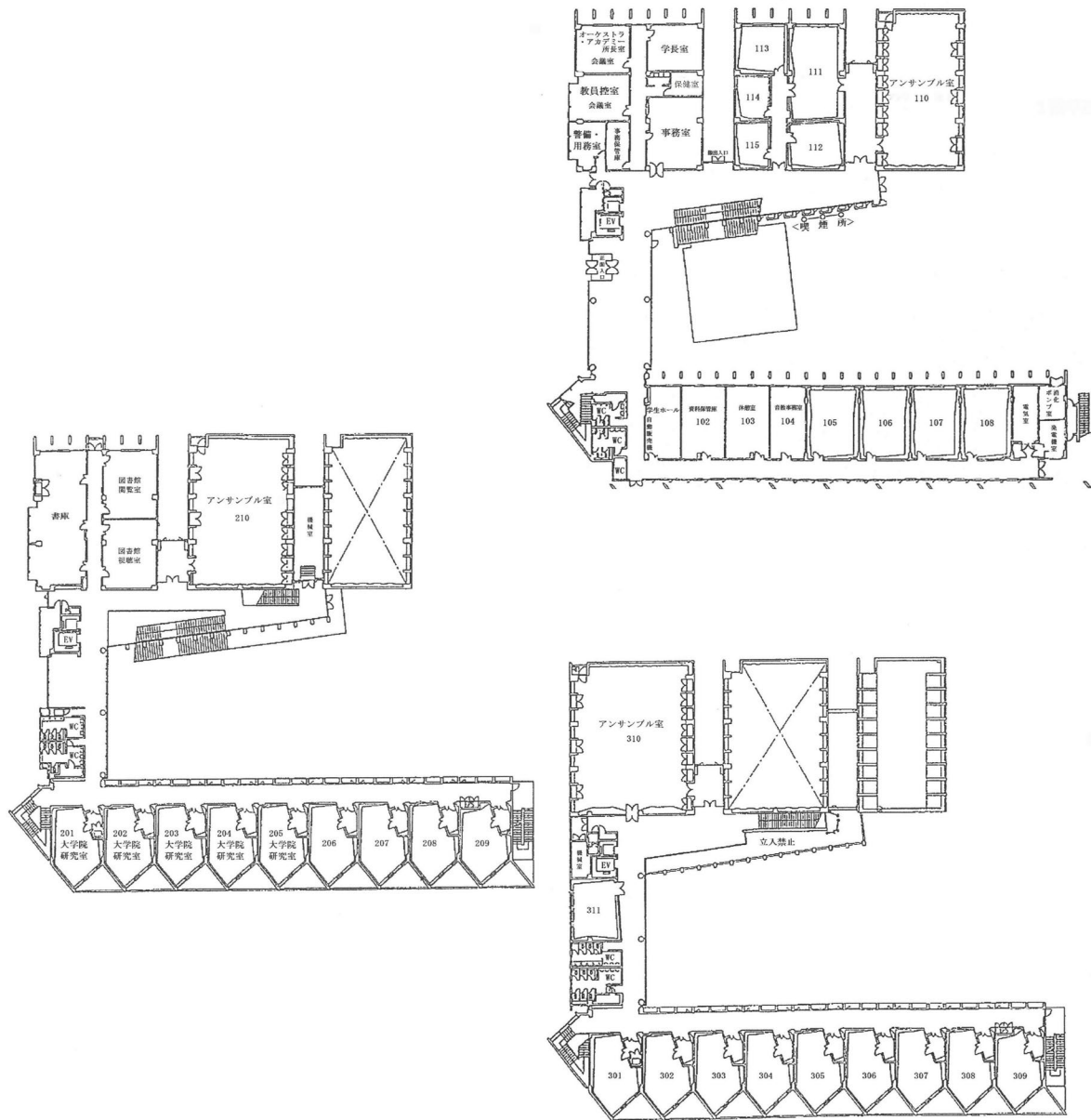
【表 2-5-1】校地面積・建物面積

区 分	校地面積	建物面積
大学設置基準上必要な面積	200㎡	3,438㎡
校 舎	10,083㎡	5,293㎡
学生寮	4,476㎡	2,706㎡

【図 2-5-1】キャンパスマップ



【図 2-5-2】校舎平面図

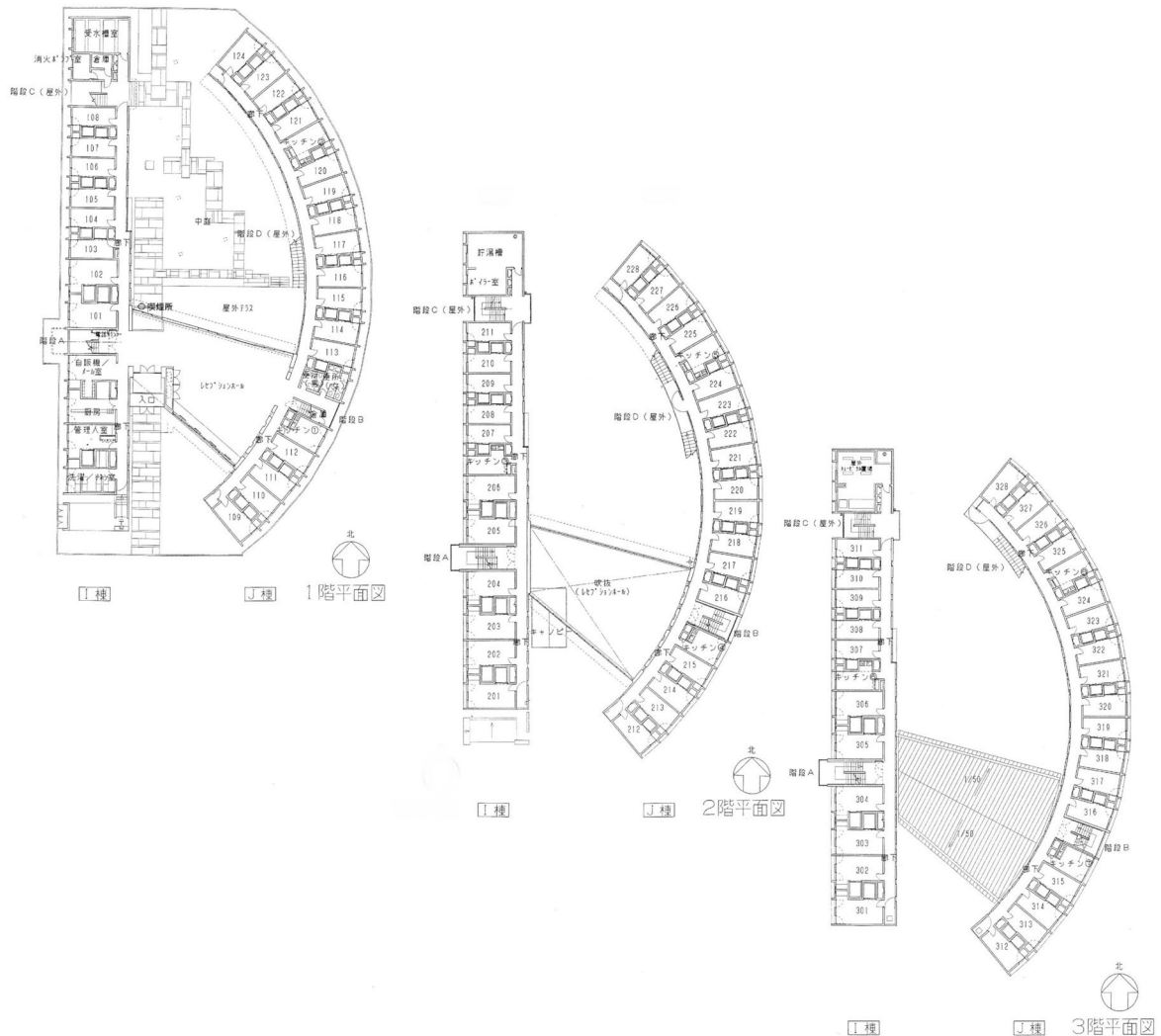


富山キャンパス内には、校舎（平成 8(1996)年竣工）並びに学生寮（平成 7(1995)年竣工）がある。

校舎は、実習施設は全室防音設備が整っており、学生数に対する練習室数も十分確保されている。令和 2(2020)年度より 7 年計画で外壁の改修工事を行っている。

学生寮（収容定員 78 人：オーケストラ・アカデミー生も居住）は、全室が個室で、デスク、クローゼット、ベッド、バス、トイレ、冷暖房を完備し、快適な生活空間を備えており、室内における楽器の練習を 8 時 30 分から 22 時まで許可している。

【図 2-5-3】 学生寮平面図



2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

A. 実習施設

富山キャンパス校舎内には、アンサンブル室（大・中・小3室）、練習室（23室）、研究室（5室）が設けられている。各室にはグランドピアノ、アップライトピアノが1台または2台ずつ配置されており、校舎内には合計47台のピアノが設置されている。その他、打楽器、チェンバロ、AV機器等が必要に応じて設置されている。また、ヴィオラ等の弦楽器も学生に貸し出しており、設備面でも充実している。これらの教室は、本学の授業、レッスン、及び学校行事の円滑な遂行を目的として設けられたものであるが、学生の自主的な勉学のためにも、可能な範囲でこれらの施設利用の便宜を図っている。平日・休日ともに8時30分から22時まで開放しており、多くの学生が練習室等として有効に活用している。

なお、アンサンブル室（大・中）には、スタインウェイ社製フルコンサート仕様のグランドピアノが設置され、オーケストラや室内楽のリハーサルはもとより、各リサイタルな

どの演奏会場や公開授業開催の場としても使用されている。ピアノ専任教員の研究室には、スタインウェイ社製グランドピアノ B 型が 2 台ずつ設置され、レッスンにおいても活用されている。

コロナ禍においては、オンラインでの授業及びレッスンに対応するため、フリーWi-Fi 接続可能な教室の増設、オンラインレッスン用の PC 及びマイクの準備等、学習環境の整備を行った。

B. 図書館

a. 蔵書

令和 5(2023)年 3 月末日時点での図書館の蔵書数は、図書（楽譜を含む）28,309 点、視聴覚資料 13,504 点である。クラシック音楽系の資料を中心に収集されており、実技教育に重点を置いた本学の教育の支援に十分な蔵書構成となっている。資料はすべてデータベース化されており、インターネット上で公開している OPAC (On-line Public Access Catalog・オンライン蔵書検索) によって学内外からの蔵書検索及び資料の貸出予約が可能となっている。

b. 設備

図書館は本学校舎 2 階に位置し、全蔵書資料は館内の書庫に請求記号順に配架されている。視聴室には所蔵しているメディアに対応した視聴覚機器を備えている。なお、情報設備としては、インターネット接続パソコンを設置し、図書検索以外の用途においても、学生が自由に使用できるようになっている。

c. サービス

開館時間は、平日 9 時 00 分から 16 時 30 分まで、土曜 9 時 00 分から 12 時 30 分までとなっている。令和 4(2022)年度の開館日数は 255 日で、貸出総点数は 2,011 点（うち、学生 980 点）、1 日平均貸出数は 8 点（うち、学生 4 点）であった。【資料 2-5-1】

学生には、図書資料（楽譜・書籍）、オーディオ資料（CD 等）を、併せて 20 点まで 2 週間の館外貸出を行っている。ヴィジュアル資料（DVD 等）は、館内視聴としている。また、OPAC 検索には図書館スタッフが補助にあたっている。

教員へは、図書資料は 1 ヶ月、視聴覚資料は 2 週間の期限で、いずれも冊数制限をせずに貸し出している。また、代行検索サービス（資料名や作品名で申し込まれた資料について、図書館スタッフが検索と取り寄せ依頼処理を代行する）と各研究室へのデリバリーサービスを行っている。【資料 2-5-2】

d. 桐朋学園大学附属図書館との連携

桐朋学園大学附属図書館は、桐朋学園大学仙川キャンパス校舎内及び調布キャンパス校舎内に設置されており、本学学生も両キャンパスの図書館を利用することができる。蔵書数は令和 5(2023)年 3 月末日時点で、楽譜 108,288 点、図書 52,318 点、録音映像 74,819 点を含む計 258,092 点であり、これらの資料は OPAC を通じて富山キャンパス図書館に取り寄せることも可能である。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-1】 2022 年度、2023 年度開館カレンダー

【資料 2-5-2】 桐朋学園大学院大学附属図書館利用案内：学生便覧より

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

富山キャンパス校舎は、建築基準法の新耐震基準以降に設計されており耐震基準を満たしている。正面玄関を自動扉とし、床面は段差を設けないバリアフリー設計にて建築され、車椅子やオストメイトに対応した多目的トイレを設置している。冬期は積雪が多いため、キャンパス内は除雪機による除雪を行い学生が安全に通学できるよう努めている。

また、施設における建築物定期調査、消防設備点検、電気設備点検、エレベーター点検等、法令で定められた点検や、空調設備等その他の定期点検を実施し、キャンパス内の施設・設備の修繕を計画的に行い、安全性の維持に努めている。

施設設備の適正な管理を実施し、併せて災害からの安全性を確保することを目的として桐朋学園音楽部門富山キャンパス保安委員会を設置している。桐朋学園大学院大学研究科長、桐朋オーケストラ・アカデミー所長、防火管理責任者等から構成され、日常の管理業務は総務チームが担当している。【資料 2-5-3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-3】 桐朋学園音楽部門富山キャンパス保安委員会規程（資料 F-9 より）

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は収容定員 20 人、専任教員 5 人の小規模な大学院大学であるが、専攻実技レッスンから全学生の授業（最大 20 人程度）及び附属教育研究機関「桐朋オーケストラ・アカデミー」とのオーケストラ合奏（最大 90 人程度）を行うための施設が十分整っている。

コロナ禍においては、「桐朋学園大学院大学／桐朋オーケストラ・アカデミー新型コロナウイルス感染症感染拡大防止ガイドライン」及び「桐朋学園富山キャンパス新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動指針」により、感染状況に応じた各教室の使用人数制限を定め、密集・密接を避けるために必要な感染対策を講じた。【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】

現在では、「新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴う本学の対応について」により基本的な感染対策を講じ、各教室の面積や換気量から算出した使用定員数を定め適切に運用している。なお、オーケストラ合奏においては、密集・密接を避けより効果的な実習を目的に、隣接する富山市民芸術創造センターのリハーサル室を借用し、本学施設よりさらに広い空間で授業を行っている。【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】

このように、授業を行う学生数は状況に合わせて適切に管理されている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-4】 桐朋学園大学院大学／桐朋オーケストラ・アカデミー新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止ガイドライン

【資料 2-5-5】 桐朋学園富山キャンパス新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動指針

【資料 2-5-6】新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴う本学の対応について

【資料 2-5-7】 レッスン及び練習における練習室の感染防止対策について

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備の経年劣化に対応すべく、改修工事を計画的に進めているが、予算の問題でそれらの工事が計画通りに行かないことも起こり得るため、定員通りの学生確保に努め、計画通りの修繕を行えるよう努める。

図書館に関しては、同じ音楽部門の桐朋学園大学附属図書館との連携をさらに進め、桐朋学園大学で進められている図書資料のさまざまなサービスが、本学の学生にも提供されるように連携を強化する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望について、授業単位では、主に年度末に実施する「授業評価アンケート」によって把握している。このアンケートは、教育の質を確保するために、学生がその授業をどのように捉えているかの実態を把握し、授業を実際に受けた学生からの意見に耳を傾け、授業の改善に役立てることを目的として実施している。アンケートはウェブ入力形式で行っており、筆跡等により学生が特定される可能性を排除し、公正なアンケートが実施できる体制を整えている。アンケート結果は、専任教員間で改善点についての細やかな確認を行うと共に、自己点検・評価委員会において確認・評価を行っている。特定の授業に関し、特に確認が必要と思われる意見が寄せられた場合には、研究科長または教学部長が授業担当教員に聞き取り調査を行い、状況を把握の上、改善点を授業担当教員にフィードバックし、授業の改善に努めている。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】

また、「学生生活アンケート」（1：学修について）において、学生の学修行動や学修実態を把握しており、学修環境や学修支援体制の改善に役立てている。【資料 2-6-3】

修了時には「修了時アンケート」を実施し、教育内容等の充実・改善に資するため、学生の学習成果や満足度等を調査している。【資料 2-6-4】

その他、各担当指導教員、教学チーム担当者、学生相談室等にて随時相談が可能であり、相談内容に応じて学習支援を行っている。尚、多くの教職員に共有が必要な相談内容については、本人の了解を得た上で研究科委員会にて報告を行い、教職員が協働して学修支援を行うこととしている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-1】 2022 年度授業評価アンケート集計結果報告

【資料 2-6-2】 2022 年度授業評価アンケートに関する教員ミーティング議事録

【資料 2-6-3】 2022 年度学生生活アンケート集計結果報告

【資料 2-6-4】 2022 年度修了時アンケート集計結果報告

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学の学生の健康管理は、毎年 4 月に行っている健康診断（身長、体重、視力、聴力、尿検査、血圧、胸部レントゲン）の結果に基づき、学校医（内科 1 人）が、5 月に問診を行い対応している。定期健康診断の結果は、全学生に個別に通知している。再検査や精密検査が必要な学生については、学校医と連携して、適切に対応している。

心身に関する健康相談については、音楽部門の学生相談室が対応している。学生相談室に寄せられる相談の傾向などが定期的にカウンセラーから報告され、学生のニーズの把握に役立てられている。また、「学生生活アンケート」（2：健康状態について）を実施して、学生の健康状態及び健康相談に関する意見・要望を把握しており、教職員が学生の心身の悩み等に関して共有できる体制を整えている。

経済的支援として、本学の主な支援である奨学金について、基準 2-4-①（B. 奨学金制度等による経済的支援）において述べている。経済的に厳しい学生については、事由を付し学長に願い出ることにより、学費の分納・延納を認めており、適宜学生の相談に応じている。経済支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望については、「学生生活アンケート」（3：経済面について）にて把握している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望については、「学生生活アンケート」（4：学校施設等について）において、施設・設備に対する学生の意見を聞く項目を設けている他、随時教学チーム窓口寄せられる意見・要望を吸い上げている。事務局にて対応可能な要望については、内容に応じて早急に対応しており、検討が必要な内容の場合は研究科委員会、自己点検・評価委員会等にて協議がなされ、可能な限り応えるよう努めている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生から寄せられる意見をアンケートの集計結果の形で、教職員で情報共有しているが、そのような情報を完全には活かしてきいていない部分がある現状を踏まえ、今後は、IR 室のデータ処理能力を活用してそれらのデータの分析を行い、より良い学修環境の整備につなげていく。

[基準 2 の自己評価]

本学は、建学の精神や教育の目的に基づき、アドミッション・ポリシーに沿った入学試験を実施し、入学試験で審査された能力により入学者選考委員会において審議が行われ、学長が合否を決定している。入学定員に沿った受け入れについても、対応策を検討し、改

善に向けての方策は取られている。

学修支援については、人員に限られるなか、教員と職員が協働でさまざまな形で実施されており、学生アンケート結果等も活かして、よりきめ細かい対応をするための情報の共有と、改善の検討もなされている。

キャリア支援に関しては、音楽専門の大学院大学ならではの取り組みも含め、教育課程内外を通じて学生の社会的・職業的自立を支援している。

学修環境の整備については、アンサンブル室、レッスン室等の充実した実習施設や図書館を備え、有効に活用されている。

以上のことから「基準2 学生」の要件を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神として掲げている「演奏の様式性の獲得」、「感性教育の実践」の2項目の下、「広い視野に立って精深な学識を授け、音楽芸術の清新な表現に関する理論及び技術についての研究能力並びに高度の専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を培うこと」を教育目的としており、この教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーを下記の通り策定している。

【ディプロマ・ポリシー】

以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は修了が認定される。

- ・音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家として、国際的に貢献することができる能力
- ・音楽芸術の分野で真のリーダーになれるよう研鑽を積み、世界の音楽文化に多大な貢献ができる能力

本学のディプロマ・ポリシーについては、本学ウェブサイトや学校案内等を通して学内外に周知している。また、本学学生に対しては履修案内への記載と共に、年度当初のオリエンテーションにおいて説明を行っている。受験生に対しても学生募集要項への記載及び学校説明会において説明を行う等、周知を図っている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-1】桐朋学園音楽部門ウェブサイト

【資料 3-1-2】桐朋学園音楽部門富山キャンパス学校案内（資料 F-2）

【資料 3-1-3】桐朋学園大学院大学学生募集要項（資料 F-4）

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

A. 単位認定基準・成績評価基準

本学では、「桐朋学園大学院大学学則」第 26 条及び「桐朋学園大学院大学履修・研究指導規程」第 6 条において、単位認定基準及び成績評価基準を明確に規定している。また、

各授業科目の成績評価の要点については、シラバスに明記されている。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

学生に対しては、学生便覧・履修案内への記載と共に、年度当初のオリエンテーションでの説明において単位認定基準及び成績評価基準を周知している他、必要な学生には担当指導教員及び教学チーム担当者が随時個別説明を行っている。

B. 進級基準

1年次から2年次へ進級する際の進級基準については、履修案内に明記している。また年度当初のオリエンテーション期間に学生にそれを説明し、周知を図っている。留年を防止するため、日ごろより主任指導教員及び教学チーム担当者がレッスン受講状況や授業出席状況を確認しており、注意や指導が必要な学生に対しては教職員が協働して個別に対応している。【資料 3-1-6】

C. 修了認定基準

修了認定基準については、大学院設置基準第16条の規定に基づき、「桐朋学園大学院大学学則」第27条から第29条において規定されている。また、修了審査並びに学位については、「桐朋学園大学院大学修士課程の修了審査及び学位に関する規則」において定められている。学位論文等は「学位論文等の評価に関する基準」に則り評価されている。【資料 3-1-4 (再掲)】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】

修了認定基準については、学生便覧・履修案内に記載すると共に、オリエンテーションにおいて修了に必要な修得単位数等について十分に説明している。また、年度当初の主任指導教員との個別面談時に、担当教員が学生個々に履修登録指導及び修了審査方法の確認を行っている。

上記の通り、本学ではディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、修了認定基準を明確に策定し、周知を徹底している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 3-1-4】 桐朋学園大学院大学学則第26条～第29条 (資料 F-3)

【資料 3-1-5】 桐朋学園大学院大学履修・研究指導規程 (資料 F-9 より)

【資料 3-1-6】 カリキュラムの概要：履修案内より

【資料 3-1-7】 桐朋学園大学院大学修士課程の修了審査及び学位に関する規則 (資料 F-9 より)

【資料 3-1-8】 学位論文等の評価に関する基準

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

各科目の成績評価は、担当教員が「桐朋学園大学院大学履修・研究指導規程」第6条に則り厳正に評価を行い、成績評価報告書によって教学チームへ報告している。単位認定・進級判定・修了認定については、各科目担当教員から提出された成績評価報告書及び演奏試験等の採点結果を基に、研究科委員会の審議を経て、学長が認定している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準等を整備し、厳正に運用されている。今後も本学の教育の質をさらに高めるため、研究科委員会において、各基準について継続して点検を行っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神及び教育目的を反映させたディプロマ・ポリシーに基づき、下記の通りカリキュラム・ポリシーを策定している。

【カリキュラム・ポリシー】

本学のカリキュラム（教育課程）は、学生各個の主体的な研究活動を活かしつつ、個々に専攻する楽器について、より高度な演奏技能を修得するとともに、「重奏研究」「オーケストラによるコンチェルト実習」など、大学学部卒業後の研究にふさわしい多彩な内容となっている。とりわけ「重奏研究」においては、学生同士のみならず、指導教員との共演による実技研究を特徴としており、多様な演奏様式と表現法を学修することができる。また、「作品分析」などの講座系の授業も実習系の科目に深く関連させながら、厳選されたプログラムによって、学生各個の主体的研究が効果的に行われるように編成されている。

カリキュラム・ポリシーは、本学ウェブサイトや学校案内、学生募集要項等により、広く公表し、周知を図っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-1】桐朋学園音楽部門ウェブサイト

【資料 3-2-2】桐朋学園音楽部門富山キャンパス学校案内（資料 F-2）

【資料 3-2-3】桐朋学園大学院大学学生募集要項（資料 F-4）

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げられている「音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家として、国際的に貢献すること

ができる能力」及び「音楽芸術の分野で真のリーダーになれるよう研鑽を積み、世界の音楽文化に多大な貢献ができる能力」を身につけるために必要なカリキュラムの編成方針を示しており、両ポリシー間の一貫性を持たせている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき「桐朋学園大学院大学学則」別表（第22条関係）のとおり編成されている。シラバスは全ての授業科目について作成しており、本学ウェブサイト上で学内外に公開している。

履修登録単位数の上限については、各科目に受講年次が定められているため、1年次は16単位、2年次は18単位が上限となる。

学生は、履修する授業科目を主任指導教員の指導の元に決定しており、個々の研究計画に適した履修登録を行っている。

【表 3-2-1】桐朋学園大学院大学学則 別表（第22条関係）

【必修科目】

授業科目	単位	受講年次	修了に必要な単位数
重奏研究Ⅰ	4	1	8
重奏研究Ⅱ	4	2	
専攻実技Ⅰ	4	1	8
専攻実技Ⅱ	4	2	
リサイタルⅠ	1	1	2
リサイタルⅡ	1	2	
修士リサイタル	2	2	2
作品分析Ⅰ	2	1	4
作品分析Ⅱ	2	2	
オーケストラによるコンチェルト実習 AⅠ（弦楽器）	1	1	2
オーケストラによるコンチェルト実習 AⅡ（弦楽器）	1	2	
オーケストラによるコンチェルト実習 BⅠ（ピアノ）	1	1	2
オーケストラによるコンチェルト実習 BⅡ（ピアノ）	1	2	

【選択科目】

授業科目	単位	受講年次	修了に必要な単位数
西洋音楽概論	1	1・2	4
楽曲研究基礎	1	1・2	
演奏研究ゼミ A I (弦楽器)	1	1	
演奏研究ゼミ A II (弦楽器)	1	2	
演奏研究ゼミ B I (ピアノ)	1	1	
演奏研究ゼミ B II (ピアノ)	1	2	
伴奏実技演習 (ピアノ)	1	1・2	

- ・ 修士課程修了に必要な単位数を 30 単位とする。
- ・ オーケストラによるコンチェルト実習は、専攻する楽器により、AI 及び A II 又は B I 及び B II のいずれかを履修しなければならない。
- ・ 楽曲研究基礎は、修士論文作成上の指導を受けるものである。従って、履修する場合は 2 年通して履修しなければならない。

3-2-④ 教養教育の実施

本学は修士課程のみの大学院大学であり、大学学部のような一般教養科目や語学等の科目は特に設置していない。しかし、多角的な視点から芸術について考察し、音楽表現における無限の可能性から自らのスタイルを獲得していく能力を育むために、選択科目として「西洋音楽概論」を開講している。西洋音楽史を基盤としつつも幅広いトピックを扱うことで、音楽にまつわる問題を自分事として捉え、一連の座学での学びが演奏家としての活動にどのように活かせるかを考えさせる論点を与えている。

また、本学では「特別招聘教授によるレッスン」や「特別企画講座」を開講している。現場の最先端で活躍する特別招聘教授陣からのレッスンや講座を通じ、学生たちの国際感覚を養っている。【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-4】特別招聘教授によるレッスン一覧

【資料 3-2-5】特別企画講座一覧

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

A. 専攻実技

第一線で活躍する演奏家でもある本学教授陣を中心としたマンツーマンのレッスンによる「専攻実技」は、本学の教育の根幹を成す。個々の学生の現状を把握し、必要な演奏技術を習得させ、より高度な音楽表現に向けて細かく指導している。技術面での助言のみならず、作品の形式や様式、作曲家の感性を楽譜からどのように汲み取り表現して

いくつかについて、実践的な指導を行っている。各々の潜在的な感性にも目を向け、それらを深め、さらに優れた音楽家として飛躍していけるよう指導している。

B. 重奏研究

「専攻実技」に加え、本学のもう一つの教育の柱である「重奏研究」では、二重奏、三重奏のレパートリーを主としたアンサンブル能力を育成している。学生同士でチームを組ませる他、一流の演奏家でもある教員もパートナーを務めることで、独奏のみでは習得できないアンサンブル特有の音楽作りを、実践を通じて指導している。課題曲は、将来的に必要な基本的なレパートリーに加え、学生の希望も聞きながら決定している。作品の様式性を掴み、豊かな音楽表現を複数人で共同して作り上げていくプロセスを学べるようにしている。以上の研究成果の発表の場として、1年に2度、一般聴衆にも公開する「重奏研究室内楽コンサート」を開催している。【資料 3-2-6】

C. コンチェルト実習

「オーケストラによるコンチェルト実習」は、本学特別招聘教授の指揮者及び附属教育研究機関の「桐朋オーケストラ・アカデミー」と共演することで、オーケストラとのアンサンブルを実践的に学ぶカリキュラムである。国内外の音楽コンクールの最終選考では協奏曲（コンチェルト）が課題曲となることも多く、国際的な演奏家として協奏曲のレパートリーを持っていることが重要となる。本学では、2年次第Ⅰ期（前期）において、全員にソリストとしてオーケストラと協演する機会を与えている。最終日には公開授業として、一般に向けて演奏が公開される。練習過程では、本学専任教員が豊富な経験に基づき、音楽的な指導のみならず、指揮者とのコンタクトの取り方やステージマナーについても助言する。第Ⅱ期（後期）では、オーディションによって選抜された学生が、桐朋オーケストラ・アカデミーの演奏会「協奏曲のひとつとき」でソリストを務めることとなっている。【資料 3-2-7】

D. リサイタル

修了までに計3回のリサイタル形式の演奏（1年次はリサイタルⅠ、2年次はリサイタルⅡ及び修士リサイタル）を必修科目として課している。すべてのリサイタルは、一般公開される。各主任指導教員は、学生の希望を聞きながら、また将来的なレパートリーも視野に入れてリサイタルのプログラムを決め、指導に当たっている。また、学生は毎回、楽曲研究基礎担当教員の指導のもと、各リサイタルにおける楽曲解説を執筆し、プログラム冊子を作成している。楽曲についての細かな分析を演奏に反映させることで、言語表現と音楽表現が一体化した説得力のある演奏家の育成を目指している。また、ステージマナーなど舞台上での演奏家としての振る舞いのみならず、リサイタル当日に向けてのコンディション作りなども指導している。【資料 3-2-8】

E. 作品分析等座学系科目

座学系の講座では、少人数制の本学の特徴を活かし、学生同士が意見を交わしながら議論をすすめていくアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れている。1年次に必修

科目となる「作品分析Ⅰ」では、西洋音楽諸作品の構造を楽譜から分析する力を育成する。基礎和声法・対位法の理論を根底においた形式構造、モチーフ分析や主題の展開法などを通じた楽曲の作りを、オリジナルのテキストに基づいて解説している。それらの内容を発展させた「作品分析Ⅱ」では、さまざまなコンテクストをふまえて楽曲を読み解く。ある時代特有の美学、文化の伝承あるいはその解体、文学や絵画や哲学といった音楽外のジャンルからの影響なども交えて楽譜と向き合う。修士論文による審査で修了審査を受ける学生にとって必修科目となる「楽曲研究基礎」では、音楽研究の方法論から論文の書き方を指南し、修士論文を完成させるまでのプロセスを伴走する。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-6】桐朋学園大学院大学重奏研究室内楽コンサートチラシ及びプログラム

【資料 3-2-7】コンチェルト実習チラシ及びプログラム

【資料 3-2-8】リサイタルプログラム

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も研究科委員会及びファカルティ・ディベロップメント委員会を中心に、教育課程の編成及び教授方法についての点検を行い、改善・向上のために必要な見直しに取り組んでいく。とりわけ、専攻実技と座学系の講座での学びが相乗効果を生み出せるよう、教員間の意思疎通を活性化させ、よりよい教育の在り方について協議していく。また、各教員が自らの活動において現場感覚をさらに磨き、音楽家の社会的な立ち位置について高い意識をもつことによって、学生の将来を見据え、時代の変化に合わせた指導となるよう改善に努める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学における学修成果とは、ディプロマ・ポリシーに定められた能力を身につけることである。

それらは、本学が定める多彩な内容のカリキュラムを完遂し、各科目のシラバスに掲載されている到達目標を達成する過程で優れた音楽家から得る学びとともに、在学中に経験する多くの演奏機会を通じて、学生各々が音楽家としての総合的な能力・感性を養い結実させていくことにより修得する。

これらの学習成果を確認・評価するにあたり、本学では、下記の通り「アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）」を定め、自己点検・評価委員会及び研究科委員会に

において確認・評価を行っている。【資料 3-3-1】 【資料 3-3-2】 【資料 3-3-3】 【資料 3-3-4】
【資料 3-3-5】 【資料 3-3-6】

【アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）】

桐朋学園大学院大学では、ディプロマ、カリキュラム、アドミSSIONの三つのポリシーに基づき、機関・教育課程レベル、科目レベルの2段階で学修成果等を確認・評価する。

1：機関・教育課程レベル

学生の修了率、修了後の就職／進路状況、資格取得状況、単位修得状況、アンケート調査結果等から学習成果の達成状況を確認・評価する。

2：科目レベル

シラバスで示された科目の到達目標に対する評価、授業評価アンケート、成績評価等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を確認・評価する。

各ポリシーの検証方法

	アドミSSION・ ポリシー	カリキュラム・ ポリシー	ディプロマ・ポリシー
機関・ 教育課程 レベル	<ul style="list-style-type: none"> 入学選抜試験 入学後の研究計画書 	<ul style="list-style-type: none"> 休学/退学/留年状況 単位修得状況 学修状況 	<ul style="list-style-type: none"> 学位授与数 進路状況 免許/資格取得者数 修了時アンケート
科目レベル		<ul style="list-style-type: none"> 各科目の成績評価 授業評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 修了審査/修士リサイタルの成果

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-3-1】アセスメント・ポリシー 確認・評価方法
- 【資料 3-3-2】2022 年度授業評価アンケート集計結果報告
- 【資料 3-3-3】2022 年度授業評価アンケートに関する教員ミーティング議事録
- 【資料 3-3-4】2022 年度学生生活アンケート集計結果報告
- 【資料 3-3-5】2022 年度修了時アンケート集計結果報告
- 【資料 3-3-6】桐朋学園音楽部門ウェブサイト

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生による「授業評価アンケート」、「学生生活アンケート」、「修了時アンケート」の結果について、各アンケート項目に関する集計を自己点検・評価委員会で分析の上、教育内容・方法及び学修指導等の改善策を討議し、教育指導にフィードバックしている。また、特に改善が必要である事柄については、翌年度の自己点検・評価項目に組み入れ、組織的な改善を講じている。【資料 3-3-7】 【資料 3-3-8】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-7】 桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会議事録（2022 年度第 6 回、第 10 回、2023 年度第 1 回）

【資料 3-3-8】 自己点検・評価項目（2022 年度及び 2023 年度）

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生による「授業評価アンケート」等から得られた情報をもとに、教育内容・方法等の改善・向上が図られているが、今後も自己点検・評価委員会及び研究科委員会で検討し、さらに改善・向上を図り、教育指導にフィードバックするとともに、少人数である本学の特徴を活かして、個々の学生に対して、さまざまな機会を通して十分な学修時間を確保するようきめ細やかな指導を行う。IR を活用して、アンケート結果の分析をより一層活かしていく。

【基準 3 の自己評価】

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえて定め周知されており、またその一貫性も保たれている。単位認定、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して編成し実施している。シラバスの整備、単位制度の実質を保つための工夫も行われている。教養教育や授業方法の改善も適切に実施している。学修成果の点検・評価の基準を定め運用しており、その後の改善へつなげている。

以上のことから「基準 3 教育課程」の要件を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、「桐朋学園大学院大学学則」第 5 条第 2 項において「学長は、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と定めて、学長の意思決定の権限を明確に示している。音楽研究科には研究科委員会を設置し、適正に運営されている。学長と研究科委員会との関係性については、基本的に研究科委員会を「学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる」機関としての関係性にとどめ、研究科委員会を審議機関として位置づけることで決定権はすべて学長にあるとしている。そのことによって、本学の意思決定に関する権限とともにすべての責任が学長にあることも明確にしている。【資料 4-1-1】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-1】桐朋学園大学院大学学則第 5 条（資料 F-3）

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「桐朋学園音楽部門富山キャンパス運営要綱」第 3 条において、教育研究及び運営に関する諸事項について審議する機関として研究科委員会が置かれている。研究科委員会は、学長、教授及び准教授をもって構成され、研究科長が議長を務める。本学は副学長を置いていないが、従来から研究科長及び教学部長にその権限を適切に分散させることができている。研究科委員会には、オブザーバーとして音楽部門選出理事、事務局長及び富山グループマネージャー等も出席しており、教学マネジメント上の課題等を事務の視点からも素早く確認し、対応することができる体制を取っている。【資料 4-1-2】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-2】桐朋学園音楽部門富山キャンパス運営要綱第 3 条（資料 F-9 より）

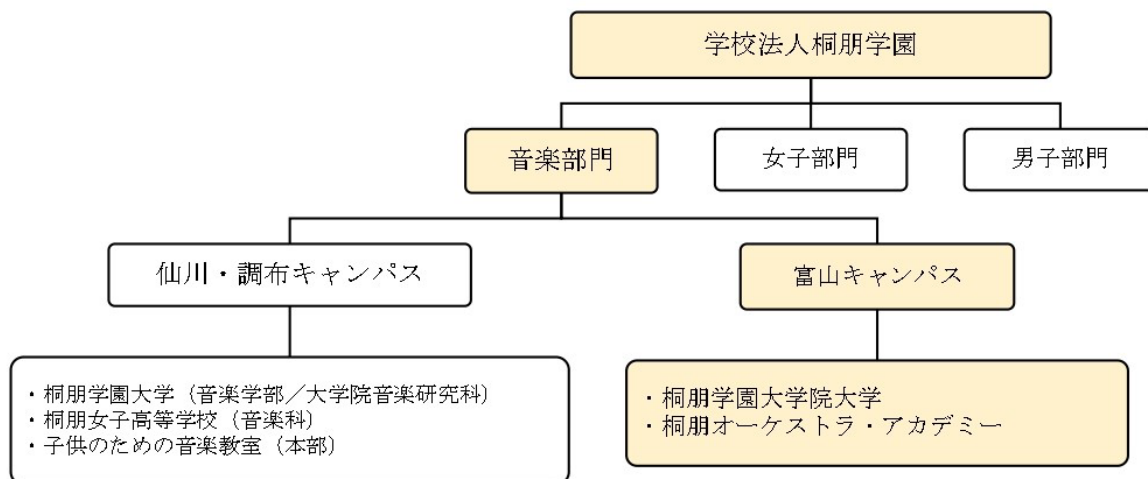
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本法人は、設置する学校群を男子部門・女子部門・音楽部門の 3 部門に分け、各部門が責任を持って、教育、人事、財務等を運営する体制が採られている。

音楽部門は「桐朋学園大学（附属図書館を含む）」、「桐朋女子高等学校音楽科」、「桐

朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室」、「桐朋学園大学院大学（附属図書館を含む）」、「桐朋学園大学院大学・桐朋学園大学附属桐朋オーケストラ・アカデミー」の5つの教育機関を、3部門独立採算制のもとに運営している。

【図 4-1-1】学校法人桐朋学園における音楽部門の位置づけ



本学の職員は「音楽部門事務局」のいずれかの部署に配置され、事務局は「音楽部門」が運営する5つの教育機関を有機的に支援できるよう組織編成されている。

音楽部門のキャンパスは「仙川キャンパス」及び「調布キャンパス」（いずれも東京都調布市）と「富山キャンパス」（富山県富山市）の3カ所にあり、本学は、富山キャンパスにおいて教育研究活動を展開している。音楽部門事務局は、音楽部門が運営する学校群の地域別・機関別の独立性を勘案しながら、効率的な事務業務が遂行されるように配慮されている。

本学の事務組織は「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」及び「桐朋学園音楽部門事務局分掌規程」に則り、桐朋学園音楽部門事務局組織図の通り教学マネジメントを機能させるための適正な人員を配置している。専任職員の他に、必要に応じて嘱託職員や臨時職員を適切に配置している。事務組織の権限や責任は、規程に記載の通り明確で、限られた人数で学校運営を行っている。【資料 4-1-3】 【資料 4-1-4】 【資料 4-1-5】

令和3(2021)年4月に事務組織の改編を行い、これまでの部課制（総務部・財務部・教学事務局・広報事業部・図書館事務局・富山キャンパス事務部の6部を設置していた）をグループ・チーム制とし、グループ内での連携を深めることにより、少ない人員での協働体制を強化することを目指している。さまざまな場面で音楽に関する知識が必要とされる業務もあることから、音楽部門卒業生の職員が教学チームに複数配置されている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-3】 桐朋学園音楽部門事務局運営要綱（資料 F-9 より）

【資料 4-1-4】 桐朋学園音楽部門事務局分掌規程（資料 F-9 より）

【資料 4-1-5】 桐朋学園音楽部門事務局組織図

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長の適切なリーダーシップの下、研究科委員会が運営されており、本学の教学マネジメント体制は適切に運用されている。今後も運営方法等について常に見直しを行い、学長がリーダーシップを発揮し、本学の特色を生かした教育を実施していく体制が構築されているか、点検・評価を適切に行っていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等**4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置****4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施****(1) 4-2 の自己判定**

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置**

本学は、音楽研究科演奏研究専攻（修士課程）に4つの楽器（ピアノ、ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ）のコースを設置している。教育研究目的の達成のために、教育課程の運営に必要な教員を配置している。

【表 4-2-1】研究科教員配置状況（令和5年5月1日現在）

	収容定員	専任教員数		非常勤教員数
		教授	准教授	
演奏研究専攻	20	4	1	11

教員の採用については、「桐朋学園大学院大学教員人事規則」、「桐朋学園大学院大学専任教員採用手続に関する内規」及び「桐朋学園大学院大学教員採用・昇格選考基準」に基づき適切に行われている。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】桐朋学園大学院大学教員人事規則（資料 F-9 より）

【資料 4-2-2】桐朋学園大学院大学専任教員採用手続に関する内規（資料 F-9 より）

【資料 4-2-3】桐朋学園大学院大学教員採用・昇格選考基準（資料 F-9 より）

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容及び方法の改善・向上を図るための組織的な研修及び研究を行うために「桐朋学園大学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、学長を委員長とする「ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下「FD 委員会」という）を設置している。FD 活動は、建学の精神に基づき以下の3点を方針として教授方法の開発とともに教員の専門性の向上という目的で実施されている。

- *大学を構成する教員、職員、学生により組織的に教育の改善を行うこと
- *上記の活動が社会と繋がり創造されていくこと
- *FD、SD (Staff Development) のバランスをとりながら教職員が協力して教育力の向上に努めること

これらの方針に基づき実施された近年の主な活動は、以下である。

- ・2022年11月8日：FDコンサート（本学専任教授3名による室内楽アンサンブル）の実施。
 - ・2022年12月10日：2022年度の「オーケストラによるコンチェルト実習」及び「重奏研究」に関するFDミーティングの実施。
 - ・2023年1月12日、2月16日、3月2日：FD委員会の実施（各教員より、授業内容や指導方法について、工夫している点や課題としている点を報告し、情報共有を図った）。
- 【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-4】桐朋学園大学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（資料 F-9 より）

【資料 4-2-5】2022年度FDコンサート（プレミアム・コンサート）プログラム

【資料 4-2-6】2022年度FDミーティング議事録

【資料 4-2-7】2022年度桐朋学園大学院大学FD委員会議事録

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

FD委員会の実施により、各教員が直接担当指導している学生のみならず、指導をしていない学生の抱える課題についても、教員間で情報共有を図ることができている。引き続き、定期的なFD活動を実施することで、小規模な本学の特性を活かした、きめ細やかな指導を行っていく。また、FDコンサートを通じて、教員自らが一流の演奏家としてアクチュアルな問題に向き合い、実践していくことで、10年から20年といった長いスパンでの国際的な演奏スタイルを視座に入れた研究を重ねていく。そうした姿勢を学生に示すことでも、本学の教育・研究の質を高めていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では「桐朋学園大学院大学における教職員の人材育成の方針」において、人材育成

の方針及び教職員に求める能力を定めている。また、令和 4(2022)年度には「桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及びSD 実施方針」を定め、統括責任者に音楽部門選出理事及び事務局長を充て、年度ごとの実施計画を立てて実施する体制を明文化した。【資料 4-3-1】

【資料 4-3-2】

SD 活動の主なものは、教員と職員を対象とした全体研修や、職員を対象とした研修があり、本学が独自で行うもののほかに、桐朋学園大学と連携して実施しているもの、日本学生支援機構等関係団体の研修会などがある。

「桐朋学園音楽部門専任事務職員研修基準」や「桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及びSD 実施方針」により、職員には、教育諸事業の円滑な推進に資するため日常的に法令、諸規程、政策、内外の諸情勢などについて学び、これらに関わる情報や資料を収集・調査し、また必要に応じて資格取得などが求められている。研修後には他の職員に研修内容を報告し、情報の共有を図っている。コロナ禍以後は、オンラインで受講できる研修が増え受講しやすくなっており、職員には積極的な参加を推奨している。【資料 4-3-3】

また、職員が勤務時間外に自己研鑽として研修会等へ参加を希望し、事務局長及び所属長が認める場合、1 人当たり年間支給合計額 5 万円を上限として受講料等の半額を支給する制度もある。

【表 4-3-1】SD 開催実績

開催日時	テーマ
2019 年 4 月 25 日	大学・短期大学評価セミナー 公益財団法人日本高等教育評価機構
2019 年 6 月 11 日	キャンパス・ハラスメントの防止と対応 東京工業大学保健管理センター教授 齋藤憲司氏
2019 年 12 月 11 日	救命講習「普通救命 I 講習」 呉羽消防署応急手当指導員 小倉氏
2020 年 11 月 24 日	全国キャリア教育・就職ガイダンス（動画配信形式） 独立行政法人日本学生支援機構
2021 年 5 月 24 日	配慮の必要な学生への対応や支援について コミュニケーションサポート 鈴木敦子氏
2021 年 5 月 17 日～ 6 月 30 日	大学・短期大学評価セミナー（動画配信形式） 公益財団法人日本高等教育評価機構
2021 年 10 月 12 日	認証評価における内部質保証について 桐朋学園大学教授 姫野雅子氏
2022 年 4 月 26 日、 5 月 17 日～6 月 30 日	大学・短期大学評価セミナー（動画配信形式） 公益財団法人日本高等教育評価機構
2022 年 10 月 24 日～ 10 月 31 日	IR フォーラム「学習成果の可視化と教学マネジメントの実践」 （動画配信形式） 公益財団法人大学コンソーシアム京都、㈱リアセック

2022年11月10日	学校等における省エネルギー対策に関する講習会 (オンライン形式) 主催：文部科学省
-------------	--

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-3-1】 桐朋学園大学院大学における教職員の人材育成の方針
- 【資料 4-3-2】 桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及びSD実施方針（資料 F-9 より）
- 【資料 4-3-3】 桐朋学園音楽部門専任事務職員研修基準（資料 F-9 より）

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

以上のとおり、教職員の資質・能力の向上を図るためのSD実施体制は適切に運用されている。本学は少ない専任教職員で運営しており、日常の業務に追われることが多い中で、業務の内外でどのようなSDを実施していくべきか教職員一人ひとりの資質等を見極めることも重要となってくるが、教職員の意向なども調査しながら実施計画を立て、SD活動を一層活発化させていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では音楽専門の大学院大学という特性から、学術研究のみならず、演奏活動も重要な研究活動として位置付けている。また、学生の教育に必要な楽器や備品を整備することが、教員の研究環境の向上につながるため、その管理には十分な予算を確保して管理を行っている。特にピアノについては、校舎ピアノ修繕計画に基づき平成26(2014)年度より計画的に全体修理を行っている。【資料 4-4-1】

専任教員には個室の研究室を割り当てている。実技レッスン担当の教員については、研究室はレッスン室を兼ねているが、レッスン時間以外は研究室として利用されている。

図書館においては、教員の要望に応じながら研究に必要な学術資料の収集・管理・整理・保管を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-4-1】 桐朋学園大学院大学校舎ピアノ配置表及び修繕計画

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「桐朋学園大学院大学における研究活動に係る不正防止に関する規程」、「桐朋

学園大学院大学公的研究費管理規程」、「桐朋学園大学院大学研究倫理規範」、「桐朋学園大学院大学研究倫理規程」を定め、本学研究者の研究倫理の確立や公的研究費を適正に運用している。【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-2】桐朋学園大学院大学における研究活動に係る不正防止に関する規程（資料 F-9 より）

【資料 4-4-3】桐朋学園大学院大学公的研究費管理規程（資料 F-9 より）

【資料 4-4-4】桐朋学園大学院大学研究倫理規範（資料 F-9 より）

【資料 4-4-5】桐朋学園大学院大学研究倫理規程（資料 F-9 より）

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「桐朋学園大学院大学研究費交付規程」及び「桐朋学園大学院大学研究費取扱細則」を定め、全ての専任教員に毎年研究費を配分している。研究費の予算額及び交付額の審議は、研究科委員会が行っている。令和 4(2022)年度は 1 人 120 万円を上限として、毎月末に提出される各教員からの申請に基づき交付された。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

また、令和 2(2020)年度には、「桐朋学園音楽部門 70 周年記念助成」として、教職員のの中から音楽部門のさらなる発展を目指す取り組みに対する助成金（「個人による意義ある独自の音楽活動」、「経営上、部門に大きな利益をもたらす技術、システムに関する方策」など）の学内公募が行われた。桐朋学園大学院大学では 1 人の専任教員が採用され、演奏会開催、CD 制作等の一部助成金として 100 万円を上限に助成金が交付された。【資料 4-4-8】

外部資金による研究費についても、「桐朋学園大学院大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程」や「桐朋学園大学院大学公的研究費管理規程」により適正に対応している。令和 4(2022)年度は、私学事業団の「若手研究者奨励金」の配付を 1 人の専任教員が受けている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-6】桐朋学園大学院大学研究費交付規程（資料 F-9 より）

【資料 4-4-7】桐朋学園大学院大学研究費取扱細則（資料 F-9 より）

【資料 4-4-8】桐朋学園音楽部門 70 周年記念助成募集要項

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究活動や研究倫理に関する規程について法令改正等への対応が若干遅れていたが、令和 3(2021)年度から令和 4(2022)年度にかけて見直しを行った。その運用を徹底するように、引き続き体制を整備していく。

【基準 4 の自己評価】

本学では学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制が整えられ機能している。研究科委員会についても、その役割や位置付けは明確になっており、権限も分散され責任の所在も学内での共通認識がなされている。また、適切な事務組織を形成して必要な職員

を配置することにより、教学マネジメント体制を整えている。

教育の目的及び教育課程に即した必要な専任教員を適切に配置しており、教員の採用手順等についても必要な規程等を整備して運用されている。

FDについては、FD委員会を中心に活動が行われ、改善に向けてのサイクルも確立されている。またSDについても人材育成方針のもとに実施されている。

研究支援については、研究環境を整備し研究活動への支援なども適切に行われている。研究倫理の確立に関しても、必要とされる規程等を整備している。

以上のことから「基準4 教員・職員」の要件を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人桐朋学園（以下「本法人」という。）は、3部門（男子部門、女子部門、音楽部門）の自主性を尊重し、各部門で責任を持って運営する体制が採られている。「学校法人桐朋学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第3条には、その目的と教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法等の法令遵守を定め、それらを遵守し適正に運営されている。

【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】

本学が属する音楽部門では、「桐朋学園音楽部門運営大綱」に則り、管理運営体制を整え、教学的事項に関する審議機関である研究科委員会と並列的な位置付けで、運営・経営的事項に関する審議機関として富山キャンパス会議を組織している。これは、本法人の基本方針となる3部独立採算制に対応したものであり、音楽部門内に管理運営体制を構築するための対応である。【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】

事務局は「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」及び「桐朋学園音楽部門事務局分掌規程」に則り運営を行っている。【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】

服務に関する規程等として、「桐朋学園音楽部門就業規則」「学校法人桐朋学園個人情報保護方針」「学校法人桐朋学園公益通報等に関する規程」「桐朋学園音楽部門個人情報の保護に関する規程」「桐朋学園音楽部門特定個人情報の適正な取扱いに関する規程」等を制定し、これらに則り運営することで規律と誠実性を維持している。【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

社会に開かれた大学としての役割を果たすべく「学校法人桐朋学園情報の公開に関する規程」に則り、各種の情報公開を行っている。私立学校法第63条の2に基づく事業報告書や財務諸表等は本法人のウェブサイト公開している。【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-1】学校法人桐朋学園寄附行為施行細則第2条（資料 F-9 より）

【資料 5-1-2】学校法人桐朋学園設置する学校・学部・学科等

【資料 5-1-3】学校法人桐朋学園寄附行為第3条（資料 F-1 より）

【資料 5-1-4】桐朋学園音楽部門運営大綱（資料 F-9 より）

【資料 5-1-5】桐朋学園音楽部門富山キャンパス会議規程（資料 F-9 より）

【資料 5-1-6】桐朋学園音楽部門事務局運営要綱（資料 F-9 より）

【資料 5-1-7】桐朋学園音楽部門事務局分掌規程（資料 F-9 より）

【資料 5-1-8】桐朋学園音楽部門就業規則（資料 F-9 より）

【資料 5-1-9】学校法人音楽部門個人情報保護方針（資料 F-9 より）

【資料 5-1-10】学校法人桐朋学園公益通報等に関する規程（資料 F-9 より）

【資料 5-1-11】桐朋学園音楽部門個人情報の保護に関する規程（資料 F-9 より）

【資料 5-1-12】桐朋学園音楽部門特定個人情報の適正な取扱いに関する規程（資料 F-9 より）

【資料 5-1-13】学校法人桐朋学園情報の公開に関する規程（資料 F-9 より）

【資料 5-1-14】桐朋学園音楽部門ウェブサイト

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、寄附行為に基づき、最終的な意思決定機関としての理事会を原則として月 1 回、理事会の諮問機関である評議員会を年 4 回開催し、さまざまな案件について審議・検討がなされている。また、理事の業務を監査する機関として監事をおいている。

令和 2(2020)年度から改正施行された私立学校法に則り、本学においても中期計画の策定を始めた。令和 5(2023)年度の中期計画においては、大学の教育目的を掲げて、「Ⅰ. 教育の改革と質の保証」「Ⅱ. 学生確保」「Ⅲ. 連携・協力」の 3 項目について、それぞれ「目標／具体的取組・方策」を述べて、5 年間のロードマップを提示している。その決定にあたっては、原案を富山キャンパス会議で審議し、さらに音楽部門で決定した原案を理事会において審議に付すというプロセスを踏んでいる。【資料 5-1-15】

本学では、富山キャンパス会議及び研究科委員会等において、常時教学運営・管理運営の具体的な方策を検討しており、使命・目的の実現に向けた教職員のさまざまな活動へとつなげている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-15】学校法人桐朋学園中期計画案（2023 年度～2027 年度）

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本法人では「学校法人桐朋学園のエネルギー使用の合理化等に関する取組方針」に基づき「省エネルギー企画推進会議」を設けており、理事長のもと 3 部門それぞれの選出理事と担当事務職員が年 2 回集まり、電気・ガス等の使用量について増減をチェックし合い、今後の対策について話し合っている。本学では、ごく一部を除いて校舎及び学生寮の照明を LED 化し、校舎の主な空調システムに、高効率機器の吸収式冷温水発生機を使用するなどして、省エネルギー化に取り組んでいる。【資料 5-1-16】

人権への配慮、とりわけハラスメント問題が生じた際には、本学の専任教員及び教学チーム職員の他、桐朋学園音楽部門の「学生相談室」のカウンセラーや、保健室の看護師などへの相談・報告をもとに、「桐朋学園大学院大学ハラスメント防止委員会規程」に従って「ハラスメント防止委員会」を立ち上げ、問題に対応する。【資料 5-1-17】

また、メンタルヘルスを含む包括的な健康支援についても同様に、「学生相談室」と連携し

て対応できるシステムとなっている。

安全管理については、「桐朋学園音楽部門富山キャンパス保安委員会規程」に基づき「富山キャンパス保安委員会」を設置し、消防計画及び緊急行動マニュアルの立案、定期的な避難訓練の実施など富山キャンパス全体の保安体制を構築している。また、校舎及び学生寮に AED（自動体外式除細動器）を備え、全職員及び常駐警備員が心肺停止等の緊急時にも対応できるように、普通救命講習など AED の使用及び心肺蘇生法の訓練を受け、万が一の事態に備えている。【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-16】学校法人桐朋学園のエネルギーの使用の合理化等に関する取組方針（資料 F-9 より）

【資料 5-1-17】桐朋学園大学院大学ハラスメント防止委員会規程（資料 F-9 より）

【資料 5-1-18】桐朋学園音楽部門富山キャンパス保安委員会規程（資料 F-9 より）

【資料 5-1-19】桐朋学園音楽部門富山キャンパス消防計画

【資料 5-1-20】桐朋学園音楽部門富山キャンパス緊急行動マニュアル

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的を継続的に実現していくために、中長期計画に基づいた、管理運営体制や教学運営体制を構築し、法令等の制定や改正、社会全体の動向などにも適切に対応していく。また、環境保全、人権、安全への配慮に関しても、日常的な点検を実施しながら本学の経営の規律と誠実性を保っていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、本法人の最高意思決定機関として寄附行為第 3 章にその詳細が定められており、定期的に行われている。令和 4(2022)年度は 10 回開催され、令和 5(2023)年度も 9 回の開催が予定されている。令和 4(2022)年度の理事会への理事の実出席率は 84.6%~100%と高く、監事も 10 回中 9 回は 2 人とも出席しており、理事・監事ともに出席率は良好である。欠席時の委任状の扱いについても、欠席の場合に、議案毎に意思表示を行う欄と当日の議長を除く他の理事に議決権の行使を委任する欄の 2 つの記入欄を設けているなど、形式・内容共に適切な取扱いを行っている。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】

本学の意思決定は、教学的事項については研究科委員会、運営・経営的事項については富山キャンパス会議で審議決定される。音楽部門として決定した議決事項のうち、法人としての審議が必要とされる案件については、部門の長及び選出理事によって本法人の法人運営審議会に諮られ、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画などは評議員会への諮問を経

て、理事会において最終決定される。

管理運営体制に関する法人組織としては、法人運営審議会、評議員会及び理事会が中心的な組織として挙げられる。

法人運営審議会は、理事長、各部門の代表理事と選出理事及び法人本部事務局長で構成されており、理事会及び評議員会で取り扱う議案整理や、部門間の調整を必要とする事項、その他理事会の円滑な運営に資する事項について、法人全体としての視点から議論する会議体である。令和4(2022)年度は19回開催されており、法人としての基本姿勢を明確にすると共に、法人と各部門との間を調整する役割を果たしている。【資料5-2-4】

音楽部門を代表する理事である部門の長すなわち本学学長、及び、音楽部門選出理事は、理事会及び法人運営審議会において示された法人としての見解または方向性を踏まえた上で、音楽部門としての意思決定に反映させるとともに、同様に、理事会、法人運営審議会及び評議員会における法人の意思形成の場において、音楽部門の意向を反映させている。

以上のように、富山キャンパス会議と評議員会・理事会との間に置かれている法人運営審議会の調整機能により、本学と法人としての管理運営体制を事実上、一体化させることが可能であり、最高決議機関である理事会の審議に際して、論点を絞った審議が行えるようになっている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-2-1】学校法人桐朋学園寄附行為第3章(資料F-1より)

【資料5-2-2】令和4年度理事会・評議員会の開催状況(資料F-10より)

【資料5-2-3】2023(令和5)年度定例理事会・評議員会・法人運営審議会日程

【資料5-2-4】学校法人桐朋学園運営審議会規程(資料F-9より)

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

理事会は、本法人の掲げている男子部門・女子部門・音楽部門それぞれの自主性を尊重した3部独立運営、3部独立採算を重んじ、現場を尊重する基本方針のもとに、法人全体の管理体制と部門単位の管理体制とが有機的に結びつき、教学的事項と経営的事項を一体化できるようにした管理運営体制を構築している。

今後とも、関係法令や寄附行為に基づき、本学の使命・目的に沿った適切な理事会運営を行う。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は、寄附行為第10条第1項第1号に定めるところにより、音楽部門の長として理事に就任し、理事会の構成員となる。また、寄附行為第10条第1項第2号に定めるところに

より、音楽部門の教職員から選出された選出理事も理事会の構成員となると同時に音楽部門における経理責任者ともなっている。現在、理事は13人おり、そのうち常勤理事は理事長のほか、3つの部門から2人ずつ選出された理事の計7人となっている。大学の管理運営において学長及び選出理事が理事会の構成員になることにより、大学と法人の連携や協力が迅速かつ適切に行われるようになってきている。【資料5-2-1（再掲）】【資料5-3-1】

理事会の円滑な運営を図るために設置されている法人運営審議会には、音楽部門から学長及び選出理事が構成員となっているほか、各部門から2人ずつ事務職員が陪席し、学長及び選出理事のサポートをしている。【資料5-2-4（再掲）】

法人での重要な意思決定事項は、主に選出理事から富山キャンパス会議において報告され、教職員に伝達されている。

本学では、「桐朋学園大学院大学学則」第7条に基づき、研究科委員会を設置し、その構成員及び審議事項等は、「桐朋学園大学院大学音楽研究科委員会規則」に定められている。構成員は、学長、教授及び准教授の現在6人で組織されている。審議事項は学生の入学及び課程の修了、学位の授与、その他教育に関する重要事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものの他、学長等がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができると規定されている。

また、桐朋学園音楽部門富山キャンパスの経営・運営にかかわる重要事項の最終意思決定を行う機関として富山キャンパス会議を設置している。会議は、部門の長、本学の学長、部門選出理事、本学の専任教員、桐朋オーケストラ・アカデミー所長、桐朋オーケストラ・アカデミー教務部長、音楽部門事務局長、富山グループマネージャー、その他部門の長が委嘱した者によって構成され、原則として、8月を除いた毎月開催することとなっており、以下の事項

- (1) 予算、決算等に関する事項
- (2) 事業計画の大綱
- (3) 人事採用計画
- (4) 経営に関する事項
- (5) 運営に関する重要な事項
- (6) 学務に関する重要な事項
- (7) 諸規程に関する事項
- (8) 富山市との交換文書に関する事項
- (9) 富山市補助金に関する事項
- (10) その他必要とされる事項

について審議し決定する。【資料5-3-2】

上記のとおり、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定は各会議体を通して円滑に行われていると判断する。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-1】 学校法人桐朋学園経理規程第 7 条（資料 F-9 より）

【資料 5-3-2】 桐朋学園音楽部門富山キャンパス会議規程（資料 F-9 より）

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会は、事業計画、予算、決算、学則変更、中期計画の策定など、法人の重要な案件を審議し決定する。それらは本学の研究科委員会または富山キャンパス会議で原案が作られ、それを理事会における審議に付す形をとっており、上記の事項に関する本学における決定事項が理事会で最終的に審議される仕組みになっている。

理事長と学長の権限は、寄附行為と学則において明確に規定されており、理事長と学長はそれぞれの職責に基づき、権限の執行と責任を負いながら、互いに連携を図るとともに各種の情報を共有しながら、ガバナンスを機能させている。

監事については、寄附行為第 5 条第 1 項第 2 号により定数を「2 人以上 4 人以内」と定め、現在は公認会計士と弁護士の 2 人を選任している。監事は、寄附行為第 11 条第 3 項の定めるところにより、以下の項目

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- (7) この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

を職務として行い、毎年度、会計年度終了後 2 月以内に監査報告書にて理事会及び評議員会に報告をしている。

評議員会は法人の教職員 13 人、卒業生 3 人、理事 10 人、学識経験者 8 人の計 34 人で構成されている。理事会は寄附行為第 20 条に定められている通り、諮問事項として、次に掲げる事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこととなっており、理事会と評議員会、法人及び各管理部門の意思疎通は適切に行われている。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画

- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分並びに運用財産中の重要な資産の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 目的たる事業の成功不能に因る解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) 合併
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めた事項

本学においては、研究科委員会、富山キャンパス会議の他に、自己点検・評価委員会が規程によって組織され、それら各会議体は相互チェックの機能を果たし、また補完し合っている。

上記のとおり、法人、法人と本学間及び本学内における意思疎通は適切になされ、また同時に各会議相互の管理体制のチェック機能も適切に行われている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本法人及び本学の管理運営体制は、寄附行為や本学の学則、その他の規程等に基づき整備され、適切に相互のチェックも行われている。学校法人や高等教育機関を取り巻く環境が絶えず変化しており、関連する法令等が頻繁に改正され、指針や答申なども多岐にわたって出ていることから、それらの情報に全教職員が適切に対応するとともに、規程等の整備を適切に行うことにより、管理運営体制を常に点検し、整えていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学の財務は、音楽部門として、仙川キャンパス（桐朋学園大学、桐朋女子高等学校音楽科、桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室）、富山市に設置する桐朋学園大学院大学及び桐朋オーケストラ・アカデミーの合算で構成されている。

「桐朋学園音楽部門運営大綱」第 11 条に基づき、部門の長（学長）の諮問機関として、部門の経営計画の立案にあたるために桐朋学園音楽部門経営評議会を置き、さまざまな角度から経営分析を行っている。【資料 5-1-4（再掲）】 【資料 5-4-1】

毎年 3 月に次年度の予算を作成する際は、部門の長が次年度の事業計画を表明すると同

時に、今後 10 年間の収支見通しを作成し、富山キャンパス会議で選出理事が教職員に説明をしている。その際には、部門全体の今後の学生数の見通し、教職員の採用計画、特定資産の推移等を表記し、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立できるよう、全教職員に財務状況を示している。【資料 5-4-2】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-1】桐朋学園音楽部門経営評議会規程（資料 F-9 より）

【資料 5-4-2】2023 年度から 2032 年度までの収支見通し

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財政基盤の確立と収支バランスの確保のために具体的に取り組んでいる方策としては、以下の 3 点がある。

- ①部門の長、選出理事、部門に所属する評議員、事務局長で構成される経営評議会を毎月開催し、事業計画、中長期的な収支見通し、学費改定、予算編成、決算等、さまざまな角度から学校経営全般について検討している。その内容は部門の長に答申し、部門の長の決定として本学に係る事項を富山キャンパス会議において報告し、周知している。
- ②次年度予算の編成時には、予算会議を開催し、関係部署から次年度の事業計画と予算申請理由について説明を受け、必要に応じて選出理事、事務局長がヒアリングし、健全経営が保たれるよう予算編成している。
- ③予算執行時には数社から見積りを取り、経費削減とともに財政の適正化に取り組んでいる。【資料 5-4-3】

富山キャンパスの財務については、国庫補助金と富山市からの補助金、学生生徒等納付金収入及び仙川キャンパスからの繰入金によって運営されている。入学定員 10 人の小規模な本学においては、学生生徒等納付金収入のみによる運営は不可能であり、補助金に加え、収支の不足分を仙川キャンパスからの繰入金で補うことが必須である。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-3】学校法人桐朋学園資産取得規程（資料 F-9 より）

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

中長期に渡る一定の収支差額の確保と単年度における収支の均衡は、永続的な学校運営にとって必要不可欠な条件である。次年度の予算編成時には中長期の収支見通しをふまえ、学内外の状況把握や分析を行ったうえで、より精緻なものになるよう努める。予算執行時も再度、金額を見直し効果的に執行していく。

学生生徒等納付金収入を確保するために質の高い教育、効果的な広報活動、魅力ある教育環境の整備を行う。そのためには、精力的に恒常的経費の見直しを行い、業務の効率化に取り組み支出削減に努める。その一方で教育研究経費、優秀な教職員採用のための人件費、設備投資等、必要などころには支出していく。

また、変化の激しい外部環境に弾力的に対応するために常に情報を収集し、補助金や寄付金などの外部資金を積極的に獲得していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人は寄附行為第 31 条に基づき「学校法人桐朋学園経理規程」「学校法人桐朋学園経理規程実施細則」「学校法人桐朋学園資産取得規程」「学校法人桐朋学園資産除却規程」等の財務に関する諸規程が整備されており、これらに則り適切に会計処理がなされている。経理規程は、本法人の経理に関する基準を定め、経理業務を正確かつ迅速に処理し、財政状態及び経営状況を計数的に把握し、経営の能率的運営と教育研究活動の発展に資することを目的としている。【資料 5-4-3（再掲）】【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】

経営方針の主軸となる予算編成は、前年の 11 月に選出理事から通知が出され、まずは各部署で作成された予算案が提出される。その後予算案は事務局長による詳細確認の後、翌 1 月開催の予算会議に提示される。そこでは各責任者が次年度予算要求に伴う学事計画や目標・目的を表明し、部門長や選出理事の他、予算会議構成員からの質問や意見交換を経て予算内容を議論する。その上で選出理事や事務局長によるヒアリング及び計画確認が再度実施され、音楽部門として纏め上げられた予算はその後、経営評議会、富山キャンパス会議、法人運営審議会にて検討・審議され、3 月の評議員会に諮問し、理事会で承認される。

承認された当年度予算の内容は各部署へ周知され、各々が予算額を遵守の上で計画的に執行されている。また、会計伝票の承認プロセスにおいても選出理事による承認までに、執行主管チーム担当者、その所属リーダーもしくはグループマネージャー、財務チームの経理担当者、財務チームリーダー、事務局長、と各承認者で取引内容の確認や妥当性を検証し、財務チームにおいて執行額や残予算額を確認している。

予算に重要な変動が生じる、あるいはその見込みが予測される場合は速やかに経理責任者へ報告し、補正予算編成の策定をする。補正予算は 11 月の法人運営審議会にて審議され、12 月の評議員会・理事会に諮り承認される。

当年度予算に計上されていない 1 件又は 1 組が 3 万円以上の支出に関しては、「桐朋学園音楽部門稟議決裁規程」に則り、起案書によって選出理事の決裁を必要としている。【資料 5-5-4】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-1】学校法人桐朋学園経理規程（資料 F-9 より）

【資料 5-5-2】学校法人桐朋学園経理規程実施細則（資料 F-9 より）

【資料 5-5-3】学校法人桐朋学園資産除却規程（資料 F-9 より）

【資料 5-5-4】 桐朋学園音楽部門稟議決裁規程（資料 F-9 より）

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の公認会計士監査は、あずさ監査法人が担当している。令和 4(2022)年度の監査実施状況は以下のとおりである。

令和 4(2022)年 11 月 11 日：期中監査、現預金実査

令和 5(2023)年 3 月 17 日：期中監査

令和 5(2023)年 5 月 12、13 日：決算監査

毎年度、公認会計士監査終了後、決算承認の理事会の後に「法人監査会」が開催される。同監査会には、監事、公認会計士、理事長、各部門選出理事、法人本部担当職員、各部門事務局長（事務部長）・事務局経理担当者等が出席している。監事は、全ての理事会及び評議員会に出席し、意見を述べ、理事の業務執行状況を監査するとともに、法人監査会において、公認会計士監査の結果報告を受け、学園及び公認会計士に対してその内容を確認し、問題点がある場合には、その点について是正勧告を行うことができる。また、監査日以外でも公認会計士と面談、電話等により適正な会計処理を遂行するため、指導、助言を仰いでいる。

こうした一連の監査の結果、本学では、これまで監査意見に影響を与える不適切な事項はなく、無限定適正の意見表明がされている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、学校法人会計基準や本法人の経理規程等に則り、適切に処理することを継続していく。担当部署の職員には積極的に研修会等に参加させ、専門知識の向上を図る。

【基準 5 の自己評価】

本法人は、寄附行為その他の規程等において、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法等の法令遵守を定め、それらを遵守し、理事長のリーダーシップの元に適正に運営されている。環境保全、人権への配慮、安全管理についても、日常的な点検が行われ、学生が安心して学べる環境が保持されている。理事会の運営そのものについても適正に行われている。

本法人及び本学の管理運営体制は、寄附行為や本学の学則、その他の規程等に基づき整備され、適切に相互のチェックも行われている。

財政基盤と収支に関しては、中長期に渡る一定の収支差額の確保と単年度における収支の均衡が必要となるが、予算編成時には中長期の収支見通しをふまえ、学内外の状況把握や分析を行ったうえで、より精緻なものになるよう努めている。また補助金や寄付金などの外部資金も積極的に獲得している。会計処理については、学校法人会計基準や本学の経理規程等に則り、適切に処理されている。

以上のことから「基準 5 経営・管理と財務」の要件を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

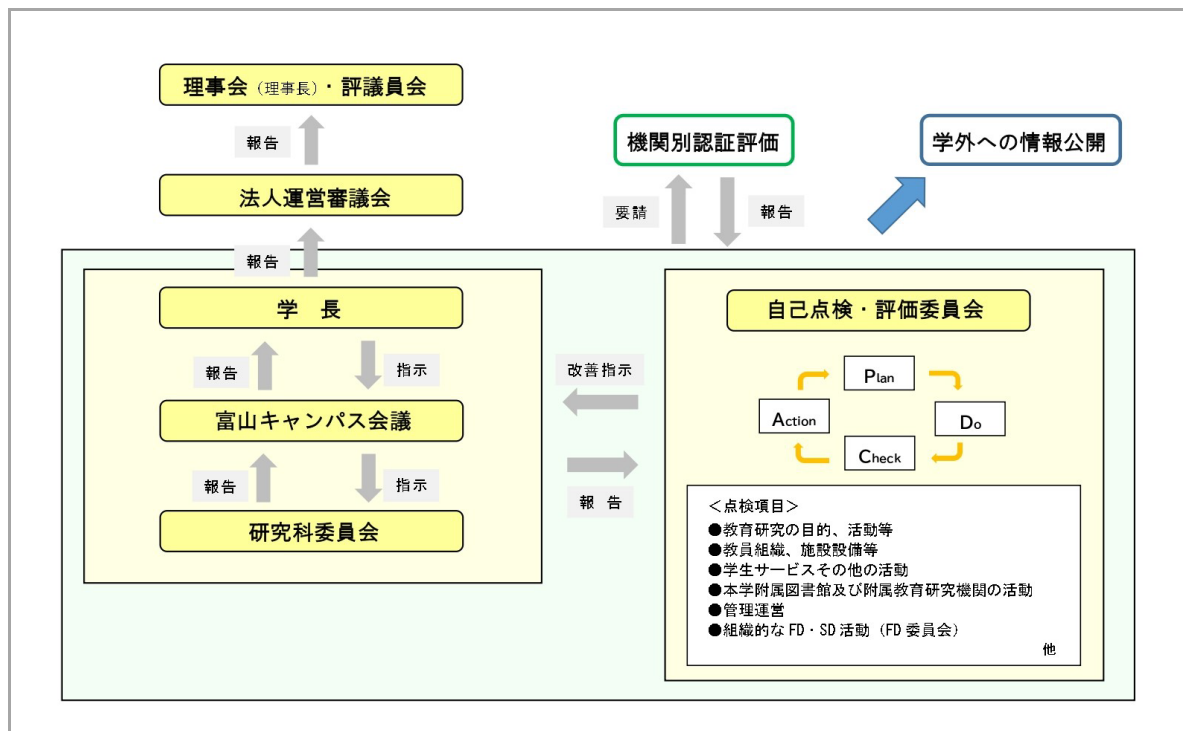
(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、「桐朋学園大学院大学学則」第 2 条第 1 項において「その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めている。「桐朋学園大学院大学学則」第 2 条第 2 項に基づき「桐朋学園大学院大学自己点検・評価実施要領」及び「桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程」を定め、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。【資料 6-1-1】 【資料 6-1-2】 【資料 6-1-3】

自主的・自律的に実施する自己点検・評価の結果を踏まえ、質の向上に資する改善・改革を恒常的・継続的に推進することにより、内部質保証の体制が確立できるとし、自己点検・評価委員会を本学における内部質保証に関する責任を負う組織として位置づけている。自己点検・評価委員会の委員長は研究科長がこれを務めている。また、内部質保証の全学的な方針として「桐朋学園大学院大学内部質保証の方針」を定めている。【資料 6-1-4】

【図 6-1-1】 桐朋学園大学院大学 内部質保証体系図



<エビデンス集 (資料編) >

【資料 6-1-1】 桐朋学園大学院大学学則第 2 条 (資料 F-3)

【資料 6-1-2】 桐朋学園大学院大学自己点検・評価実施要領 (資料 F-9 より)

【資料 6-1-3】 桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程(資料 F-9 より)

【資料 6-1-4】 桐朋学園大学院大学内部質保証の方針

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は専任教員 5 人、専任事務職員 4 人の小さな大学院大学であり、内部質保証については専任教員全員が自己点検・自己評価委員会として取り組んでいるが、今後 PDCA サイクルを十分に機能させるために、より一層の工夫を重ねていく必要があり、PDCA それぞれのフェーズを意識した検討を心がける。

今日、大学を取り巻くさまざまな課題への取り組みは容易ではない。コロナ禍への対応など、さまざまな場面で変化への対応や効率的な運営方法の確立が求められている。教員と職員の共働体制をより促進することにより、機能向上を目指していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証を担う自己点検・評価委員会は、「桐朋学園大学院大学自己点検・評価実施要領」及び「桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程」に基づき運営され、令和 4(2022)年度は年 10 回開催された。

自己点検・評価委員会では、三つのポリシーを起点とした教育課程における各種取り組みについて、専任教員全員で、それを検討する際に必要な視点についての情報の共有を行っている。また、認証評価に関連する事項、私学事業団の補助金の関連で対応すべき事項、各種の法令への対応や文部科学省の答申・指針への対応など、本学全体として対応が求められている案件についての情報共有や、この委員会で解決していくべき案件等への対応状況の報告などが行われている。そして、全学的な確認が必要な事項については、富山キャンパス会議や研究科委員会での協議や確認を経て、改善へ向けての対応がなされている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

A. 状況把握のためのアンケート等の実施状況

基準 2-6 及び基準 3-3 に記したとおり、本学では「授業評価アンケート」、「学生生活アンケート」、「修了時アンケート」を実施しており、その結果は自己点検・評価委員会及び研究科委員会で分析の上、改善策について検討されている。また、各アンケート結果概要は、本学のウェブサイトでも公開されている。【資料 6-2-1】

B. IR室を設置しての体制整備

IR活動をより運営に活かせるものとするため、令和 4(2022)年 9 月に桐朋学園音楽部門

事務局に事務局長直轄の部署として IR 室を設置し、事務局長付の専任事務職員 1 人を配置している。本学は小規模の大学院大学であるため、これまでは IR に関する特別な部署等は設置してこなかったが、大学院大学の運営を取り巻くさまざまな課題に向けて対策を検討するにあたり、IR 室によるデータを活用できるようにした。主な活動内容は、数値等の情報収集と公開である。事務局で収集したデータを会議資料として共有したり、法人本部で発行する「事業報告書」や音楽部門で発行する「音楽部門報」に掲載する内容を取りまとめたりすることで、断片的に管理されている学内の各種のデータを教育活動や管理運営に活かすための視点で読み解き、問題提起するなどの取り組みを始めている。また、認証評価の視点を日常的な自己点検・評価に結びつけるための業務の流れ等の分析や助言なども行っている。【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-2-1】桐朋学園音楽部門ウェブサイト

【資料 6-2-2】桐朋学園音楽部門事務局分掌規程（資料 F-9 より）

【資料 6-2-3】IR 室通信（仙川・富山在籍状況・入試関連）

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は IR 室を設置する以前から、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施していたが、そこでの議論をより深め、点検・評価のための活動をサポートするにあたり、IR 室を設置した。今後、自己点検・評価を IR 活動と連動させて充実させていくため、アンケート結果などの分析に加えて、学内各所にさまざまな形で保管されている書類や経年データにおいても、課題発見の材料となる要素を見出していく。そして、それらを本学の特色や教育目的に則した課題解決に繋げるための資料としてまとめ、可視化した上で、議論を進めていく。また、近年、ウェブフォーム等を活用し、比較的簡単にアンケートなどを実施できるようになったが、必要なデータや声を集めるためには、その実施にあたって統計学や社会調査の手法を参照すべきである。そのような内容も取り扱うようにしていきたい。また、各部署におけるデータの管理方法なども確認しながら、IR 室で必要となるデータの集約方法やその管理方法などについては関連する規程の整備も行い、適切な運用ができる体制を整えるようにする。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

A. 三つのポリシーを起点とした内部質保証の効果

三つのポリシーを起点として、教学マネジメントと管理運営の両面から内部質保証につながる仕組みを構築し、自己点検・自己評価委員会が主体となってそれらが機能しているか点検を行っている。自己点検評価の結果を踏まえた改善方針を策定し、その実施にあたって責任体制が明確になっているか、同委員会の機能状態等を常にチェックすることにより、絶えず改善や向上に向けた取り組みを促している。

B. 内部質保証の仕組みの機能性

前回、平成 28(2016)年度に受審した大学機関別認証評価で参考意見として指摘された事項については、以後、自己点検・評価において見直しを行い、改善に結び付けている。その後も自己点検・評価委員会において毎年度本学独自の自己点検・評価項目を定め、組織的に自己点検・評価を行うことにより、改善すべき点の洗い出しや、対応もなされている。

【資料 6-3-1】 【資料 6-3-2】 【資料 6-3-3】

令和 2(2020)年度から法人全体で策定している中期的な計画は、毎年 5 年先までの計画を策定しているが、音楽部門では「教育の改革と質の保証」「学生確保」「連携・協力」の 3 点を柱として、自己点検・評価の結果を踏まえて、ロードマップを示しながら具体的な方策を策定し、音楽部門として決定した案を理事会において審議に付している。また、年度末には理事会及び評議員会でその進捗状況について事業実績、評価とその根拠が報告されている。【資料 6-3-4】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-3-1】平成 28 年度日本高等教育評価機構調査報告書 指摘事項の改善状況確認

【資料 6-3-2】自己点検・評価項目（2021 年度～2023 年度）

【資料 6-3-3】桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会議事録（2021 年 12 月及び 2022 年 12 月）

【資料 6-3-4】学校法人桐朋学園音楽部門中期計画実績評価（案）（2022 年度～2026 年度）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

大きな組織の中で各種委員会に基づいて運営されている大学とは異なり、本学は学長の指導のもと、専任教員 5 人、専任事務職員 4 人で運営されている小さな組織である。そのため、各種委員会は専任教職員のほぼ全員で構成されており、委員会間の意思疎通や関連性を強化する必要は必ずしもないかもしれない。しかし、それでも、PDCA サイクルの仕組みを適切に回すことは必須であり、委員会において、内部質保証の観点から行うさまざまな施策の点検や改善を行い、本学の提供する教育の質が高く保たれるよう努めて行く。

【基準 6 の自己評価】

本学では内部質保証の方針を定め、研究科長を委員長とする自己点検・評価委員会を本学における内部質保証に関する責任を負う組織と位置付けて、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。また自己点検・評価の実施にあたっては、令和 4(2022)年 9 月に IR 室を設置し、自己点検・評価に関連する情報や点検・評価に必要とされる情報がより詳細にわかりやすく提供される体制となった。

内部質保証について、三つのポリシーを起点としてさまざまなレベルでPDCAを回すことを意識した体制を作り、自己点検・評価、認証評価などの視点も踏まえた中長期的な計画を基に実施されている。

以上のことから「基準6 内部質保証」の要件を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 研究発表及び演奏活動

A-1 研究成果発表の場としての演奏活動

A-1-① 演奏活動の目的とその成果

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 演奏活動の目的とその成果

本学は、既に述べた通り、建学の精神に基づき、「音楽芸術の演奏及び学術的理論並びにその応用について教育研究し、芸術文化に関する幅広い識見、卓越した能力及び創造性ゆたかな芸術的感性を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする」と学則第一条に定め、音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家育成のために必要な、実践的な研究発表の場として、「リサイタル」、「重奏研究 室内楽コンサート」、「桐朋アカデミー・オーケストラ演奏会」を開催している。また、富山市からの依頼に基づき「地域出向演奏会」を行う等、地域の文化活動にも貢献している。

過去 5 年間の主な演奏活動については次のとおりである。

【表 A-1-1】修士リサイタル 実績

開催日	名称等	会場	集客数
平成 31 年 3 月 1 日	2018 年度 修士リサイタル	富山市民プラザ アンサンブルホール	41 人
平成 31 年 3 月 2 日			59 人
平成 31 年 3 月 3 日			65 人
令和 2 年 3 月 2 日	2019 年度 修士リサイタル	富山市民プラザ アンサンブルホール	一般 非公開
令和 2 年 3 月 3 日			
令和 2 年 3 月 4 日			
令和 3 年 3 月 1 日	2020 年度 修士リサイタル	富山市民プラザ アンサンブルホール	一般 非公開
令和 3 年 3 月 2 日			
令和 3 年 3 月 3 日			
令和 4 年 3 月 1 日	2021 年度 修士リサイタル	富山市民プラザ アンサンブルホール	一般 非公開
令和 4 年 3 月 2 日			
令和 4 年 3 月 3 日			
令和 5 年 2 月 27 日	2022 年度 修士リサイタル	富山市民プラザ アンサンブルホール	42 人
令和 5 年 2 月 28 日			28 人
令和 5 年 3 月 1 日			34 人

桐朋学園大学院大学

リサイタルに関しては、上記の他、1年次及び2年次に各1回ずつ学内で開催することを必修としている。

【表 A-1-2】重奏研究 室内楽コンサート 実績

開催日	名称等	会場	集客数
平成 30 年 7 月 10 日	重奏研究 室内楽コンサート	校舎 210 室	76 人
平成 30 年 7 月 13 日			68 人
平成 30 年 12 月 7 日			64 人
平成 30 年 12 月 11 日			65 人
平成 30 年 12 月 13 日			67 人
令和 元年 7 月 12 日	重奏研究 室内楽コンサート	校舎 210 室	68 人
令和 元年 7 月 16 日			65 人
令和 元年 12 月 4 日			63 人
令和 元年 12 月 7 日			67 人
令和 元年 12 月 10 日			65 人
令和 2 年 7 月 20 日	重奏研究 室内楽コンサート	校舎 310 室	一般 非公開
令和 2 年 7 月 22 日			
令和 2 年 11 月 30 日			
令和 2 年 12 月 8 日			
令和 2 年 12 月 10 日			
令和 3 年 7 月 14 日	重奏研究 室内楽コンサート	校舎 310 室	一般 非公開
令和 3 年 7 月 16 日			
令和 3 年 12 月 3 日			
令和 3 年 12 月 8 日			
令和 3 年 12 月 16 日			
令和 4 年 7 月 14 日	重奏研究 室内楽コンサート	校舎 310 室	一般 非公開
令和 4 年 7 月 16 日			
令和 4 年 12 月 5 日			
令和 4 年 12 月 7 日			

【表 A-1-3】桐朋アカデミー・オーケストラ演奏会 実績

開催日	名称等	会場	集客数
平成 30 年 4 月 21 日	第 56 回 定期演奏会	オーバード・ホール	1,313 人
平成 30 年 5 月 19 日	コンチェルト実習	富山市民芸術創造セ	194 人

桐朋学園大学院大学

20日	公開授業	ンター・リハーサル室	175人
平成30年6月16日	特別演奏会	オーバード・ホール	1,514人
平成30年9月22日	特別演奏会	オーバード・ホール	1,299人
平成30年10月19日	協奏曲の夕べ (コンチェルト実習)	オーバード・ホール	772人
平成30年11月18日	特別演奏会	オーバード・ホール	1,521人
平成30年11月1日 2日	第46回 室内楽定期演奏会	富山市民プラザ アンサンブルホール	149人 147人
平成30年11月18日	第57回 定期演奏会	オーバード・ホール	1,517人
平成30年11月19日	東京公演	東京オペラシティ	1,322人
令和元年4月20日	第58回 定期演奏会	オーバード・ホール	1,289人
令和元年5月11日 12日	コンチェルト実習 公開授業	富山市民芸術創造セ ンター・リハーサル室	214人 210人
令和元年6月8日	特別演奏会	オーバード・ホール	1,511人
令和元年9月21日	特別演奏会	オーバード・ホール	1,421人
令和元年10月19日	協奏曲のひとつとき (コンチェルト実習)	オーバード・ホール	822人
令和元年11月6日 7日	第47回 室内楽定期演奏会	富山市民プラザ アンサンブルホール	99人 98人
令和元年11月17日	第59回 定期演奏会	オーバード・ホール	1,292人
令和2年9月19日	特別演奏会	オーバード・ホール	396人
令和2年10月16日 17日	コンチェルト実習 第1期・第2期総合公演	オーバード・ホール	160人 280人
令和2年11月5日 6日	第48回 室内楽定期演奏会	富山市民プラザ アンサンブルホール	64人 63人
令和2年11月15日	第61回 定期演奏会	オーバード・ホール	588人
令和3年4月24日	第62回 定期演奏会	オーバード・ホール	595人
令和3年6月5日	第63回 定期演奏会	オーバード・ホール	560人
令和3年10月22日 23日	コンチェルト実習 第1期・第2期総合公演	オーバード・ホール	162人 357人
令和3年11月4日 5日	第49回 室内楽定期演奏会	富山市民プラザ アンサンブルホール	66人 56人
令和3年11月14日	特別演奏会	オーバード・ホール	570人
令和4年4月23日	第64回定期演奏会	オーバード・ホール	1,115人
令和4年5月21日	コンチェルト実習	オーバード・ホール	219人

22日	公開授業		285人
令和4年6月11日	第65回定期演奏会	オーバード・ホール	970人
令和4年9月17日	特別演奏会	オーバード・ホール	1,058人
令和4年10月22日	協奏曲のひとつとき (コンチェルト実習)	オーバード・ホール	753人
令和4年11月10日	第50回	富山市民プラザ	97人
11日	室内楽定期演奏会	アンサンブルホール	81人
令和4年11月20日	特別演奏会	オーバード・ホール	973人

※令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため座席数を約1/2に減らして実施

【表 A-1-4】地域出向演奏会 実績

開催日	名称等	会場
平成30年10月23日	福祉施設出向演奏会	特別養護老人ホーム しらいわ苑
令和3年8月11日	街角のクラシック ストリートピアノプロジェクト	富山駅構内
令和3年10月24日	街角のクラシック ストリートピアノプロジェクト	富山駅構内 ウエストプラザ
令和3年11月6日	富山市民芸術創造センター パフォーミングアーツ フェスティバル	富山市民芸術創造センター
令和4年8月11日	街角のクラシック ストリートピアノプロジェクト	富山空港 富山駅構内
令和4年12月16日	街角のクラシック	富山空港 富山駅構内
令和5年3月9日	街角のクラシック	富山駅構内

※桐朋学園大学院大学生が出演した地域出向演奏会のみ掲載【資料 A-1-1】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 A-1-1】地域出向演奏会実績（大学院大学生出演分のみ抜粋）

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

日常の生活の中で本学学生の演奏を気軽に聴いていただく機会の創出を目的に令和2(2020)年度に開始した「街角のクラシック」や、富山市内の施設でかつて設置され現在は使用されていないピアノの再活用を目的として令和3(2021)年度から開始した「Street Piano プロジェクト」等の富山市と連携した新たな事業への出演や、令和5(2023)年7月開館のオーバード・ホール「中ホール」を活用した、ホール特性に応じた多彩な演奏会を企画、開

催す等、これからも教育研究活動の充実及び地域で求められている本学の文化活動に貢献すべく、富山キャンパス会議、研究科委員会を中心として実習計画を検討していく。

【基準 A の自己評価】

本学が開催している演奏会は、学生が本学の高度で専門的な教育で養った、無限で多様な音楽表現を実際に聴き手に届けることのできる場である。また、そのような聴衆を前にした研究成果発表の場を通して、本学は音楽文化の発展に寄与している。本学の行っている研究発表及び演奏活動は、高く評価されるべきものである。

V. 特記事項 「該当なし」

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的については、「桐朋学園大学院大学学則（以下「学則」という。）第 1 条に定め、遵守している。	1-1
第 85 条	○	本学は独立大学院として設置認可を受けており、1 研究科 1 専攻を設置している。	1-2
第 87 条	—	学部の修業年限については、該当しない。	3-1
第 88 条	—	科目等履修生の修業年限の通算については、該当しない。	3-1
第 89 条	—	修業年限の特例については、該当しない。	3-1
第 90 条	—	学部への入学資格については、該当しない。	2-1
第 92 条	○	学長、教授その他の職員については、学則第 5 条及び第 6 条、並びに「桐朋学園大学院大学教員採用・昇格選考基準」に定め、適正に運用している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、学則第 8 条において研究科委員会をもって教授会とするとし、第 7 条において研究科委員会について定め、適正に運用している。	4-1
第 104 条	○	学位については、学則第 29 条及び「桐朋学園大学院大学修士課程の修了審査及び学位に関する規則」に定め、適正に運用している。	3-1
第 105 条	—	特別の課程については、該当しない。	3-1
第 108 条	—	短期大学を設置していないため、該当しない。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価については、学則第 2 条、「桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程」及び「桐朋学園大学自己点検・評価実施要領」を定め、実施している。 認証評価機関（公益財団法人日本高等教育評価機構）による認証評価については、直近では平成 28 年度に受審している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動状況については、本学ウェブサイトにて公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員については、学則第 6 条及び「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」において、その職務について定め、適正に運用している。	4-1 4-3
第 122 条	—	高等専門学校卒業者の編入学については、該当しない。	2-1
第 132 条	—	専修学校の専門課程修了者の編入学については、該当しない。	2-1

桐朋学園大学院大学

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	必要な事項について学則に記載している。	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録の作成については、該当しない。ただし、学籍台帳を作成し、適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒については、学則第 35 条及び第 36 条に定め、適正に運用している。	4-1
第 28 条	○	表簿の備えについては、「桐朋学園音楽部門文書保存規程」を定め、適正に運用している。	3-2
第 143 条	—	代議員会等については、該当しない。	4-1
第 146 条	—	修業年限の通算については、該当しない。	3-1
第 147 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	3-1
第 148 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	3-1
第 149 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	3-1
第 150 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	2-1
第 151 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	2-1
第 152 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	2-1
第 153 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	2-1
第 154 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	2-1
第 161 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	2-1
第 162 条	○	国内外に関わらず「桐朋学園大学院大学編入学に関する規則」第 3 条に定めている。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期については、学則第 9 条に定め、適正に運用している。	3-2
第 163 条の 2	—	学修証明書の交付については、該当しない。	3-1
第 164 条	—	特別の課程及び履修証明書については、該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	教育上の目的を踏まえて、修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者に受入れに関する方針を定め、募集要項や履修案内、本学ウェブサイトにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価については、学則第 2 条及び「桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程」「桐朋学園大学院大学自己点検・評価実施要領」を定め、適正に運用している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況についての情報については、本学ウェブサイトにて公開している。	1-2 2-1 3-1

桐朋学園大学院大学

			3-2 5-1
第 173 条	○	卒業証書・学位記については、「桐朋学園大学院大学修士課程の修了審査及び学位に関する規則」に定め、授与している。	3-1
第 178 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	2-1
第 186 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を満たしており、その趣旨に基づき適正に運用している。	6-2 6-3
第 2 条	○	教育研究上の目的については、学則第 1 条に定め、遵守している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜については、学則第 16 条及び「桐朋学園大学院大学入学者選考規程」に定め、適正に運用している。	2-1
第 3 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	1-2
第 4 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	1-2
第 5 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	1-2
第 6 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究実施組織については、学則第 5～8 条に定め、適切に編成されている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要科目は専任の教授又は准教授が担当するよう調整を行っている。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員については、配置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。ただし、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に定められた教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	組織的な研修等については、「桐朋学園大学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」、「桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及び SD 実施方針」及び「桐朋学園大学院大学における	3-2 3-3 4-2

桐朋学園大学院大学

		教職員の人材育成の方針」に定め、FD・SD活動を実施している。	4-3
第12条	○	学長の資格については、「桐朋学園大学院大学学長候補者選出規則」第4条に定め、遵守している。	4-1
第13条	○	教授の資格については、「桐朋学園大学院大学教員採用・昇格選考基準」第2条に定めている。	3-2 4-2
第14条	○	准教授の資格については、「桐朋学園大学院大学教員採用・昇格選考基準」第3条に定めている。	3-2 4-2
第15条	○	講師の資格については、「桐朋学園大学院大学教員採用・昇格選考基準」第4条に定めている。	3-2 4-2
第16条	—	助教の資格については、本学では採用していないため、該当しない。	3-2 4-2
第17条	—	助手の資格については、本学では採用していないため、該当しない。	3-2 4-2
第18条	○	収容定員については、学則第12条に定め、学生確保に努めている。	2-1
第19条	○	教育課程の編成方針については、カリキュラム・ポリシーに基づき、必要な科目を開設して、適切に運用している。	3-2
第19条の2	—	連携開設科目については、該当しない。	3-2
第20条	○	教育課程の編成方法については、学則第22条及び別表に定め、適切に運用している。	3-2
第21条	○	単位については、学則第23条に定め、適切に運用している。	3-1
第22条	○	学則第9条及び第10条に基づき作成される行事予定表では、授業期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたっている。	3-2
第23条	○	各授業科目の授業期間は、大学が定める適切な期間を単位として行っている。	3-2
第24条	○	授業を行う学生数については、科目に応じて教育効果を配慮して、運用している。	2-5
第25条	○	授業は、学則第23条にて示す講義、演習、実験、実習及び実技のいずれか、またはこれらの併用により行っている。	2-2 3-2
第25条の2	○	授業の方法及び内容等についてはシラバスに明記している。成績評価基準等については、学則第26～29条、「桐朋学園大学院大学履修・研究指導規程」第6条及び「桐朋学園大学院大学修士課程の修了審査及び学位に関する規則」に定め、学生便覧に掲載し、学生に周知している。	3-1
第26条	—	昼夜開講制の授業は行っておらず、該当しない。	3-2
第27条	○	単位の授与については、学則第26条に定め、適切に実施している。	3-1
第27条の2	○	履修科目の登録の上限は、各年次における開設科目数と同数であり、1年次は16単位、2年次は18単位と定めている。	3-2
第27条の3	—	連携開設科目に係る単位の認定については、該当しない	3-1

桐朋学園大学院大学

第 28 条	○	他の大学等における授業科目の履修については、学則第 24 条及び「桐朋学園大学院大学学外学修の取扱いに関する規則」に定めている。	3-1
第 29 条	○	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については、「桐朋学園大学院大学学外学修の取扱いに関する規則」に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度を導入しておらず、該当しない。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については、学則第 45 条～47 条及び「桐朋学園大学院大学科目等履修生規程」に定め、適正に運用している。	3-1 3-2
第 32 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	3-1
第 33 条	—	授業時間制をとる場合の特例については、該当しない。	3-1
第 34 条	—	大学院大学であるため、該当しない。(第 59 条による)	2-5
第 35 条	—	大学院大学であるため、該当しない。(第 59 条による)	2-5
第 36 条	○	第 1 項から第 3 項については、定められた施設を備えている。第 4 項については該当しない。	2-5
第 37 条	—	大学院大学であるため、該当しない。(第 59 条による)	2-5
第 37 条の 2	—	大学院大学であるため、該当しない。(第 59 条による)	2-5
第 38 条	○	図書館等の資料及び図書館については、「桐朋学園大学院大学附属図書館規程」等の関連規程を定め、適切に運用している。	2-5
第 39 条	—	附属施設については、該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学実務実習に必要な施設については、該当しない。	2-5
第 40 条	○	機械、器具等については、音楽研究科を設置する大学として必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	校地は 1 つのため、該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境の整備については、楽器のメンテナンス等も含めて、必要な経費を確保し、日頃より環境の整備を行っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、研究科の名称は本学の教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	—	学部等連係課程実施基礎組織については、該当しない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を開設していないため、該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	2-5

桐朋学園大学院大学

第 43 条	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	3-2
第 44 条	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	3-1
第 45 条	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	3-1
第 46 条	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	2-5
第 48 条	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	2-5
第 49 条	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部は設置しておらず、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部は設置しておらず、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部は設置しておらず、該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に設ける組織については、該当しない。	1-2
第 59 条	○	大学院大学であるため、この規定による適用除外に従い運営している。	2-5
第 61 条	—	段階的整備については、該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	—	大学院大学で学部を持たないため、該当しない。	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称については「桐朋学園大学院大学修士課程の修了審査及び学位に関する規則」第 2 条に定め、適正に運用している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程に係る学位授与の方法については、該当しない。	3-1
第 13 条	○	学位規則については、「桐朋学園大学院大学修士課程の修了審査及び学位に関する規則」に定め、適正に運用している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、「学校法人桐朋学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。)を定め、寄附行為第 32 条の規程により、事業計画及び事業に関する中期的な計画を編成し、また寄附行為第 35 条の規程により、情報の公表を行っている。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止については、寄附行為第 11 条及び第 17 条並びに寄附行為施行細則 14 条に定め、利益相反に適切に対応することを定めるなど法の趣旨をふまえ、適切に実施している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備置き及び閲覧については、寄附行為第 34 条に定め、	5-1

桐朋学園大学院大学

		適切に運用している。	
第 35 条	○	役員については、寄附行為第 5 条に定め、適正に運用している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については、寄附行為第 6 条に定め、適正に運用している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務等については、寄附行為第 6 条から第 11 条に定め、適正に運用している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、寄附行為第 10 条から第 14 条に定め、適切に実施している。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止については、寄附行為第 11 条に定め、適切に実施している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、寄附行為第 13 条に定め、適切に実施している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、寄附行為第 18 条に定め、適正に運用している。	5-3
第 42 条	○	評議員会に対する諮問事項は、寄附行為第 20 条に定め、適切に実施している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等については、寄附行為第 21 条に定め、適切に実施している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、寄附行為第 23 条に定め、適切に実施している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任については、寄附行為第 15 条及び第 16 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任については、法の規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任については、法の規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定の準用については、法の規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更については、寄附行為第 43 条に定め、適切に実施している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については、寄附行為第 32 条に定め、適切に実施している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 33 条第 2 項に定め、適切に実施している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第 34 条に定め、	5-1

桐朋学園大学院大学

		適切に実施している。	
第 48 条	○	報酬等については、寄附行為第 36 条及び「学校法人桐朋学園役員報酬等支給規程」を定め、適正に運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度については、寄附行為第 38 条に定め、適正に運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公開については、寄附行為第 35 条に定め、適切に運用している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院の目的については、本学学則第 1 条に定め、遵守している。	1-1
第 100 条	○	大学院研究科の設置については、学則第 4 条に定め、遵守している。	1-2
第 102 条	○	大学院の入学資格については、学則第 14 条に定め、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者については、学則第 14 条に定めている。	2-1
第 156 条	—	博士後期課程を持たないため、該当しない。	2-1
第 157 条	—	飛び入学については該当しない。	2-1
第 158 条	—	飛び入学については該当しない。	2-1
第 159 条	—	飛び入学については該当しない。	2-1
第 160 条	—	飛び入学については該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を満たしており、その趣旨に基づき適正に運用している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	教育研究上の目的については、学則第 1 条に定め、遵守している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者の選抜については、学則第 16 条及び入学試験実施要項に定めるところにより、適切に実施している。	2-1
第 2 条	○	大学院の課程については、学則第 4 条に定め、遵守している。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程については、該当しない。	1-2

桐朋学園大学院大学

第3条	○	修士課程について、学則第4条、第11条に定め、適正に運用している。	1-2
第4条	—	博士課程は設置していないため、該当しない。	1-2
第5条	○	研究科については、学則第4条に定め、適正に運用している。	1-2
第6条	○	専攻については、学則第4条に定め、適正に運用している。	1-2
第7条	○	附属教育研究機関として「桐朋オーケストラ・アカデミー」を設置し、適切に連携が図れている。	1-2
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科については、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織については、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教育研究実施組織については、学則第5条及び第6条に定め、適切に編成されている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	教員組織及びその資格については、学則第5条及び「桐朋学園大学院大学教員採用・昇格選考基準」に定め、大学院設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第9条の3		組織的な研修等については、「桐朋学園大学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」、「桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及びSD実施方針」及び「桐朋学園大学院大学における教職員の人材育成の方針」に定め、FD・SD活動を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	収容定員については、学則第12条に定め、学生確保に努めている。	2-1
第11条	○	教育課程の編成方針については、カリキュラム・ポリシーに基づき、必要な科目を開設して、適切に運用している。	3-2
第12条	○	授業及び研究指導については、学則第21条に定め、別表に定める授業科目を配置し、適切に実施している。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導を行う教員については、「桐朋学園大学院大学履修・研究指導規程」に定め、適正に運用している。	2-2 3-2
第14条	—	教育方法の特例については、該当しない。	3-2
第14条の2	○	授業の方法及び内容等についてはシラバスに明記している。成績評価基準等については、学則第26～29条、「桐朋学園大学院大学履修・研究指導規程」第6条及び「桐朋学園大学院大学修士課程	3-1

桐朋学園大学院大学

		の修了審査及び学位に関する規則」に定め、学生便覧に掲載し、学生に周知している。	
第 15 条	○	大学設置基準の準用については、学則においてそれぞれ定め、適正に運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件については、学則第 28 条に定め、適正に運用している。	3-1
第 17 条	—	博士課程の修了要件については、該当しない。	3-1
第 19 条	○	講義室等については、大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実習室、演習室等を十分に備えている。	2-5
第 20 条	○	機械、器具等については、授業及び研究指導に必要な機械、器具等を備えており、音楽分野特有の楽器についても十分に備え、調律や調整などの管理も適切に実施している。	2-5
第 21 条	○	教育研究上必要な資料については、音楽分野における図書資料を重点的に整備し、学生等へ提供している。	2-5
第 22 条	—	学部等の施設及び設備の共用については、該当しない。	2-5
第 22 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備については、該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究環境の整備については、楽器のメンテナンス等も含めて、必要な経費を確保し、日頃より環境の整備を行っている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科名「音楽研究科」専攻名「演奏研究専攻」は、本学の教育研究上の目的にふさわしく、適切な名称である。	1-1
第 23 条	○	研究科の種類及び数、教員数その他については、教育研究上の目的に応じた適当な規模内容を有している。	1-1 1-2
第 24 条	○	施設及び設備については、教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有している。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院は設置しておらず、該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院は設置しておらず、該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院は設置しておらず、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院は設置しておらず、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院は設置しておらず、該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院は設置しておらず、該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	3-2

桐朋学園大学院大学

第 32 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科は設置しておらず、該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科は設置しておらず、該当しない	4-2
第 42 条	—	学識を教授するための必要な能力を培うための機会については、博士課程を設置していないため、該当しない。	2-3
第 43 条	○	経済的負担の軽減のための措置等に関する情報については、学生募集要項、学生便覧及びウェブサイトにて明示している。	2-4
第 45 条	—	外国に設ける組織については、該当しない。	1-2
第 46 条	—	段階的整備については、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1

桐朋学園大学院大学

第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与の要件については、学則第 28 条及び「桐朋学園大学院大学修士課程の修了審査及び学位に関する規則」第 3 条に定め、適正に運用している。	3-1

桐朋学園大学院大学

第4条	—	博士の学位授与の要件については、該当しない。	3-1
第5条	○	学位の授与に係る審査に当たっては、「桐朋学園大学院大学修士課程の修了審査及び学位に関する規則」第6条2において、本学の教員以外の者を審査委員に委嘱することができるとしている。	3-1
第12条	—	学位授与の報告については、該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	該当なし
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	該当なし
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人桐朋学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	TOHO GAKUEN 桐朋学園音楽部門富山キャンパス	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	桐朋学園大学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度桐朋学園大学院大学学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	桐朋学園大学院大学／音楽研究科・演奏研究専攻（修士課程） 2023 年度《学生便覧》	

桐朋学園大学院大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	2023 年度音楽部門事業計画（2023 年度当初予算書より）	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 4 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	富山キャンパスアクセスマップ・施設図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	桐朋学園音楽部門規程集 2023 年度版	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	1. 学校法人桐朋学園理事・監事・評議員対照表（令和 5 年度）	
	2. 令和 4 年度理事会・評議員会の開催状況	
	3. 令和 4 年度定例理事会・評議員会・法人審議会日程	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	1. 2018 年度計算書類及び監事監査報告書	【F-11-1】
	2. 2019 年度計算書類及び監事監査報告書	【F-11-2】
	3. 2020 年度計算書類及び監事監査報告書	【F-11-3】
	4. 2021 年度計算書類及び監事監査報告書	【F-11-4】
	5. 2022 年度計算書類及び監事監査報告書	【F-11-5】
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	桐朋学園大学院大学／音楽研究科・演奏研究専攻（修士課程） 2023 年度《履修案内》	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	該当なし

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	桐朋学園大学院大学学則第 1 条、第 4 条	資料 F-3 より
【資料 1-1-2】	重奏組み合わせ表	
【資料 1-1-3】	コンチェルト実習チラシ	
【資料 1-1-4】	学校法人桐朋学園寄附行為第 3 条	資料 F-1 より
【資料 1-1-5】	2023 年度重奏研究 I II シラバス	資料 F-12 より
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人桐朋学園中期計画案（2023 年度～2027 年度）	
【資料 1-2-2】	桐朋学園音楽部門富山キャンパス学校案内	資料 F-2 より
【資料 1-2-3】	桐朋学園大学院大学学生募集要項	資料 F-4 より
【資料 1-2-4】	桐朋学園音楽部門ウェブサイト	
【資料 1-2-5】	学校法人桐朋学園音楽部門中期計画実績評価（案）（2022 年度～2026 年度）	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		

桐朋学園大学院大学

【資料 2-1-1】	桐朋学園音楽部門富山キャンパス学校案内	資料 F-2 より
【資料 2-1-2】	桐朋学園大学院大学学生募集要項	資料 F-4 より
【資料 2-1-3】	桐朋学園音楽部門ウェブサイト	
【資料 2-1-4】	入学試験試験管理基本確認事項	
【資料 2-1-5】	桐朋学園大学院大学入学者選考規程	資料 F-9 より
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	桐朋学園大学院大学学生支援に関する方針	
【資料 2-2-2】	桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針	
【資料 2-2-3】	2023 年度オフィスアワー日程	
【資料 2-2-4】	桐朋学園大学院大学生及び桐朋オーケストラ・アカデミー生アルバイト料等支払基準	資料 F-9 より
【資料 2-2-5】	退学・休学・留年状況 一覧	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	オーケストラ演奏会チラシ及びプログラム	
【資料 2-3-2】	桐朋学園大学院大学 2022 年度リサイタル実績	
【資料 2-3-3】	2022 年度桐朋学園大学院大学重奏研究室内楽コンサートチラシ	
【資料 2-3-4】	キャリア支援センターウェブサイト	
【資料 2-3-5】	2023 年度キャリア支援センターガイダンス資料	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	桐朋学園大学院大学奨学金規程	資料 F-9 より
【資料 2-4-2】	桐朋学園音楽部門特別奨学基金規程	資料 F-9 より
【資料 2-4-3】	桐朋学園音楽部門芸術教育整備・拡充資金及び奨学基金規程	資料 F-9 より
【資料 2-4-4】	年間授業料減免のお知らせ	
【資料 2-4-5】	令和 3(2021)年 第 3 回研究科委員会議事録	
【資料 2-4-6】	新型コロナウイルス感染症対策助成金 実績報告書	
【資料 2-4-7】	桐朋学園大学院大学呉羽寮規程	資料 F-9 より
【資料 2-4-8】	桐朋学園大学院大学呉羽寮利用細則	資料 F-9 より
【資料 2-4-9】	2023 年度学生相談室ガイダンス資料	
【資料 2-4-10】	学生相談室利用状況 (2020～2022 年度)	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	2022 年度、2023 年度開館カレンダー	
【資料 2-5-2】	桐朋学園大学院大学附属図書館利用案内：学生便覧より	資料 F-5 より
【資料 2-5-3】	桐朋学園音楽部門富山キャンパス保安委員会規程	資料 F-9 より
【資料 2-5-4】	桐朋学園大学院大学／桐朋オーケストラ・アカデミー新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止ガイドライン	
【資料 2-5-5】	桐朋学園富山キャンパス新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動指針	
【資料 2-5-6】	新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴う本学の対応について	
【資料 2-5-7】	レッスン及び練習における練習室の感染防止対策について	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2022 年度授業評価アンケート集計結果報告	
【資料 2-6-2】	2022 年度授業評価アンケートに関する教員ミーティング議事録	
【資料 2-6-3】	2022 年度学生生活アンケート集計結果報告	
【資料 2-6-4】	2022 年度修了時アンケート集計結果報告	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	桐朋学園音楽部門ウェブサイト	
【資料 3-1-2】	桐朋学園音楽部門富山キャンパス学校案内	資料 F-2 より
【資料 3-1-3】	桐朋学園大学院大学学生募集要項	資料 F-4 より
【資料 3-1-4】	桐朋学園大学院大学学則第 26 条～第 29 条	資料 F-3 より
【資料 3-1-5】	桐朋学園大学院大学履修・研究指導規程	
【資料 3-1-6】	カリキュラムの概要：履修案内より	資料 F-12 より
【資料 3-1-7】	桐朋学園大学院大学修士課程の修了審査及び学位に関する規則	資料 F-9 より
【資料 3-1-8】	学位論文等の評価に関する基準	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	桐朋学園音楽部門ウェブサイト	
【資料 3-2-2】	桐朋学園音楽部門富山キャンパス学校案内	資料 F-2 より
【資料 3-2-3】	桐朋学園大学院大学学生募集要項	資料 F-4 より
【資料 3-2-4】	特別招聘教授によるレッスン一覧	
【資料 3-2-5】	特別企画講座一覧	
【資料 3-2-6】	桐朋学園大学院大学重奏研究室内楽コンサートチラシ及びプログラム	
【資料 3-2-7】	コンチェルト実習チラシ及びプログラム	
【資料 3-2-8】	リサイタルプログラム	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー確認・評価方法	
【資料 3-3-2】	2022 年度授業評価アンケート集計結果報告	
【資料 3-3-3】	2022 年度授業評価アンケートに関する教員ミーティング議事録	
【資料 3-3-4】	2022 年度学生生活アンケート集計結果報告	
【資料 3-3-5】	2022 年度修了時アンケート集計結果報告	
【資料 3-3-6】	桐朋学園音楽部門ウェブサイト	
【資料 3-3-7】	桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会議事録 (2022 年度第 6 回、第 10 回、2023 年度第 1 回)	
【資料 3-3-8】	自己点検・評価項目 (2022 年度及び 2023 年度)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	桐朋学園大学院大学学則第 5 条	資料 F-3 より
【資料 4-1-2】	桐朋学園音楽部門富山キャンパス運営要綱第 3 条	資料 F-9 より
【資料 4-1-3】	桐朋学園音楽部門事務局運営要綱	資料 F-9 より
【資料 4-1-4】	桐朋学園音楽部門事務局分掌規程	資料 F-9 より
【資料 4-1-5】	桐朋学園音楽部門事務局組織図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	桐朋学園大学院大学教員人事規則	資料 F-9 より
【資料 4-2-2】	桐朋学園大学院大学専任教員採用手続に関する内規	資料 F-9 より
【資料 4-2-3】	桐朋学園大学院大学教員採用・昇格選考基準	資料 F-9 より
【資料 4-2-4】	桐朋学園大学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	資料 F-9 より

桐朋学園大学院大学

【資料 4-2-5】	2022 年度 FD コンサート（プレミアム・コンサート）プログラム	
【資料 4-2-6】	2022 年度 FD ミーティング議事録	
【資料 4-2-7】	2022 年度桐朋学園大学院大学 FD 委員会議事録	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	桐朋学園大学院大学における教職員の人材育成の方針	
【資料 4-3-2】	桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及び SD 実施方針	資料 F-9 より
【資料 4-3-3】	桐朋学園音楽部門専任事務職員研修基準	資料 F-9 より
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	桐朋学園大学院大学校舎ピアノ配置表及び修繕計画	
【資料 4-4-2】	桐朋学園大学院大学における研究活動に係る不正防止に関する規程	資料 F-9 より
【資料 4-4-3】	桐朋学園大学院大学公的研究費管理規程	資料 F-9 より
【資料 4-4-4】	桐朋学園大学院大学研究倫理規範	資料 F-9 より
【資料 4-4-5】	桐朋学園大学院大学研究倫理規程	資料 F-9 より
【資料 4-4-6】	桐朋学園大学院大学研究費交付規程	資料 F-9 より
【資料 4-4-7】	桐朋学園大学院大学研究費取扱細則	資料 F-9 より
【資料 4-4-8】	桐朋学園音楽部門 70 周年記念助成募集要項	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人桐朋学園寄附行為施行細則第 2 条	資料 F-9 より
【資料 5-1-2】	学校法人桐朋学園設置する学校・学部・学科等	
【資料 5-1-3】	学校法人桐朋学園寄附行為第 3 条	資料 F-1 より
【資料 5-1-4】	桐朋学園音楽部門運営大綱	資料 F-9 より
【資料 5-1-5】	桐朋学園音楽部門富山キャンパス会議規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-6】	桐朋学園音楽部門事務局運営要綱	資料 F-9 より
【資料 5-1-7】	桐朋学園音楽部門事務局分掌規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-8】	桐朋学園音楽部門就業規則	資料 F-9 より
【資料 5-1-9】	学校法人音楽部門個人情報保護方針	資料 F-9 より
【資料 5-1-10】	学校法人桐朋学園公益通報等に関する規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-11】	桐朋学園音楽部門個人情報の保護に関する規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-12】	桐朋学園音楽部門特定個人情報の適正な取扱いに関する規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-13】	学校法人桐朋学園情報の公開に関する規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-14】	桐朋学園音楽部門ウェブサイト	
【資料 5-1-15】	学校法人桐朋学園中期計画案（2023 年度～2027 年度）	
【資料 5-1-16】	学校法人桐朋学園のエネルギーの使用の合理化等に関する取組方針	
【資料 5-1-17】	桐朋学園大学院大学ハラスメント防止委員会規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-18】	桐朋学園音楽部門富山キャンパス保安委員会規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-19】	桐朋学園音楽部門富山キャンパス消防計画	
【資料 5-1-20】	桐朋学園音楽部門富山キャンパス緊急行動マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人桐朋学園寄附行為第 3 章	資料 F-1 より
【資料 5-2-2】	令和 4 年度理事会・評議員会の開催状況	資料 F-10 より
【資料 5-2-3】	2023(令和 5)年度定例理事会・評議員会・法人運営審議会日程	
【資料 5-2-4】	学校法人桐朋学園運営審議会規程	資料 F-9 より
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		

桐朋学園大学院大学

【資料 5-3-1】	学校法人桐朋学園経理規程第7条	資料F-9より
【資料 5-3-2】	桐朋学園音楽部門富山キャンパス会議規程	資料F-9より
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	桐朋学園音楽部門経営評議会規程	資料F-9より
【資料 5-4-2】	2023年度から2032年度までの収支見通し	
【資料 5-4-3】	学校法人桐朋学園資産取得規程	資料F-9より
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人桐朋学園経理規程	資料F-9より
【資料 5-5-2】	学校法人桐朋学園経理規程実施細則	資料F-9より
【資料 5-5-3】	学校法人桐朋学園資産除却規程	資料F-9より
【資料 5-5-4】	桐朋学園音楽部門稟議決裁規程	資料F-9より

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	桐朋学園大学院大学学則第2条	資料F-3より
【資料 6-1-2】	桐朋学園大学院大学自己点検・評価実施要領	資料F-9より
【資料 6-1-3】	桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程	資料F-9より
【資料 6-1-4】	桐朋学園大学院大学内部質保証の方針	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	桐朋学園音楽部門ウェブサイト	
【資料 6-2-2】	桐朋学園音楽部門事務局分掌規程	資料F-9より
【資料 6-2-3】	IR室通信（仙川・富山在籍状況・入試関連）	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	平成28年度日本高等教育評価機構調査報告書 指摘事項の改善状況確認	
【資料 6-3-2】	自己点検・評価項目（2021年度～2023年度）	
【資料 6-3-3】	桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会議事録（2021年12月及び2022年12月）	
【資料 6-3-4】	学校法人桐朋学園音楽部門中期計画実績評価（案）（2022年度～2026年度）	

基準 A. 研究発表及び演奏活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 研究成果発表の場としての演奏活動		
【資料 A-1-1】	地域出向演奏会実績（大学院大学生出演分のみ抜粋）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。